新潟県

新潟県報

発行　新潟県
号外 1
平成27年３月31日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

条　例

2　新潟県手数料条例の一部を改正する条例（財政課）
3　新潟県附属機関設置条例の一部を改正する条例（人事課）
4　新潟県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例（人事課）
5　職員の退職手当に関する条例及び新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例（人事課）
6　新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会条例を廃止する条例（法務文書課）
7　独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（法務文書課）
8　新潟県行政手続条例の一部を改正する条例（法務文書課）
9　新潟県県税条例の一部を改正する条例（税務課）
10　新潟県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（消費者行政課）
11　新潟県民会館条例の一部を改正する条例（文化振興課）
12　新潟県災害対応基金条例（震災復興支援課）
13　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（環境企画課）
14　新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例（防災企画課）
15　新潟県民生委員・児童委員の定数を定める条例（福祉保健課）
16　新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（医務薬事課）
17　新潟県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（高齢福祉保健課）
18　新潟県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（高齢福祉保健課）
19　新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（高齢福祉保健課）
20　新潟県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（高齢福祉保健課）
21　新潟県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（高齢福祉保健課）
22　新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（高齢福祉保健課）
23　新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（高齢福祉保健課）
24　新潟県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（高齢福祉保健課）
25　新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（高齢福祉保健課）
26　新潟県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（生活衛生課）
27　新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（障害福祉課）
28　新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（障害福祉課）
29　新潟県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（障害福祉課）
30　新潟県安心こども基金条例の一部を改正する条例（児童家庭課）
31　新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（食品・流通課）
32　新潟県建築基準条例の一部を改正する条例（建築住宅課）
33　新潟県病院事業の設置等に関する条例及び新潟県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例（病院

局総務課）

34　新潟県議会委員会条例の一部を改正する条例（議事調査課）

35　教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例（教育庁総務課）

36　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（教育庁総務課）

37　新潟県授業料減免等臨時特例基金条例を廃止する条例（高等学校教育課）

38　新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（警務課）

39　新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例（警務課）

40　新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（生活安全企画課）

41　新潟県暴力団排除条例の一部を改正する条例（組織犯罪対策第二課）

本号で公布された主な条例のあらまし

◇新潟県手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第２号）

１　指定調査機関指定申請手数料等の新設

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、指定調査機関の指定の申請等に係る手数料を新たに規定することとしました。(別表関係)

２　建替えマンション容積率特例許可申請手数料の新設

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の改正に伴い、建替えマンションの容積率の特例の許可の申請に係る手数料を新たに規定することとしました。(別表関係)

３　施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成27年４月１日から施行することとしました。

◇新潟県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例（新潟県条例第４号）

１　警察官の定員の改正

警察活動の強化を図るため、警察官の定員等を改正することとしました。(第２条関係)

２　施行期日

この条例は、平成27年４月１日から施行することとしました。

◇職員の退職手当に関する条例及び新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例（新潟県条例第５号）

１　職員の退職手当に関する条例の一部改正関係

国家公務員退職手当法の改正に準じ、退職手当の調整額を改正することとしました。(第１条関係)

２　新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正関係

一般職の職員から引き続いて特別職の職員となった者に係る退職手当について、支給方法を見直すこととしました。(第２条関係)

３　施行期日

この条例は、平成27年４月１日から施行することとしました。

◇新潟県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（新潟県条例第10号）

１　基金の設置期間の延長

消費生活に関する相談が複雑化するとともに、高度な専門知識が必要とされる相談が増加していることに鑑み、相談のための窓口の機能の強化等を図るため、新潟県消費者行政活性化基金の設置期間を延長することとしました。(附則第２項関係)

２　施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県民会館条例の一部を改正する条例（新潟県条例第11号）

１　利用料金制度の廃止

新潟県民会館の利用料金制度を廃止することとしたため、利用料金の規定を削除することとしました。(第15条及び別表関係)

２　使用料の改正

新潟県民会館の施設の使用料について、利用料金制度の廃止に伴い、その額を改正することとしました。(別表関係)

３　施行期日

この条例は、平成27年４月１日から施行することとしました。

◇新潟県災害対応基金条例（新潟県条例第12号）

１　基金の設置

災害発生時において、被災者の早期の生活再建等に必要な支援を、機動的に、かつ、きめ細かく実施するため、新潟県災害対応基金を設置することとしました。

２　施行期日
この条例は、平成27年４月１日から施行することとしました。

◇新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例（新潟県条例第14号）
１　目的
この条例は、糸魚川市及び妙高市の区域に存する新潟焼山が、爆発その他の火山現象を繰り返す火山であることから、新潟焼山への登山者に対して、登山の届出をさせることにより、登山者による事前準備の徹底及び火山災害による遭難の防止を図ることを目的とすることとしました。(第１条関係)
２　県の責務
県は、火山災害による遭難の防止に関する意識の啓発その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、届出によって登山計画の内容を明らかにすることが、火山災害による遭難の防止に資するものであることについて、登山者に周知するよう努めなければならないこととしました。(第３条関係)
３　登山者の責務
登山者は、登山は自らの責任において実施するものであることを認識し、火山現象を繰り返す火山である新潟焼山の特性を把握した上で綿密な登山計画を策定し、当該計画に基づいた装備品等を携帯して登山するとともに、火山現象の変化の把握に努め、当該変化に応じて安全に行動しなければならないこととしました。(第４条関係)
４　登山の届出
登山者は、新潟焼山の活火山地区に登山しようとするときは、規則で定めるところにより、登山者の住所、氏名、性別及び年齢等を知事に届け出なければならないこととしました。(第５条関係)
５　その他
罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。
６　施行期日
この条例は、一部の規定を除き、平成27年６月１日から施行することとしました。

◇新潟県民生委員・児童委員の定数を定める条例（新潟県条例第15号）
１　民生委員・児童委員の定数
民生委員法の改正に伴い、民生委員・児童委員の定数を定めることとしました。(本則関係)
２　施行期日
この条例は、平成27年４月１日から施行することとしました。

◇新潟県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（新潟県条例第17号）
１　介護保険法及び基準省令の改正に伴う規定の整備
介護保険法並びに介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める省令の改正に伴い、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について、所要の規定を整備することとしました。
２　施行期日
この条例は、平成27年４月１日から施行することとしました。

◇新潟県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（新潟県条例第18号）
１　介護保険法の改正に伴う規定の整備
介護保険法の改正に伴い、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について、所要の規定を整備することとしました。
２　施行期日
この条例は、平成27年４月１日から施行することとしました。

◇新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（新潟県条例第19号）
１　介護保険法及び基準省令の改正に伴う規定の整備
介護保険法並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める省令の改正に伴い、指定介護予防サービス等の

事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準について、所要の規定を整備することとしました。

２　施行期日

この条例は、平成27年４月１日から施行することとしました。

◇新潟県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（新潟県条例第20号）

１　介護保険法及び基準省令の改正に伴う規定の整備

介護保険法並びに指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める省令の改正に伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について、所要の規定を整備することとしました。

２　施行期日

この条例は、平成27年４月１日から施行することとしました。

◇新潟県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（新潟県条例第21号）

１　介護保険法の改正に伴う規定の整備

介護保険法の改正に伴い、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準について、所要の規定を整備することとしました。

２　施行期日

この条例は、平成27年４月１日から施行することとしました。

◇新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（新潟県条例第22号）

１　基準省令の改正に伴う規定の整備

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める省令の改正に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準について、所要の規定を整備することとしました。

２　施行期日

この条例は、平成27年４月１日から施行することとしました。

◇新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（新潟県条例第23号）

１　介護保険法及び基準省令の改正に伴う規定の整備

介護保険法並びに特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める省令の改正に伴い、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について、所要の規定を整備することとしました。

２　施行期日

この条例は、平成27年４月１日から施行することとしました。

◇新潟県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（新潟県条例第24号）

１　介護保険法の改正に伴う規定の整備

介護保険法の改正に伴い、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について、所要の規定を整備することとしました。

２　施行期日

この条例は、平成27年４月１日から施行することとしました。

◇新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（新潟県条例第25号）

１　介護保険法及び基準省令の改正に伴う規定の整備

介護保険法並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める省令の改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準について、所要の規定を整備することとしました。

２　施行期日

この条例は、平成27年４月１日から施行することとしました。

◇新潟県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（新潟県条例第26号）

１　食品衛生検査施設の設備に係る基準の見直し

食品衛生検査施設の設備に係る基準について、一定の要件を満たす場合に限り、当該基準を緩和することとしました。(第２条関係)

２　食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準の改正
　食品の安全性の確保をより強化するため、業として食品等の製造、販売等を行うための施設の内外における清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関する基準について、危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の基準の追加等の改正を行うこととしました。(別表第１及び別表第１の２関係)
３　施行期日
　この条例は、一部の規定を除き、平成27年７月１日から施行することとしました。

◇新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（新潟県条例第27号）
１　基準省令の改正に伴う規定の整備
　指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める省令の改正に伴い、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準について、所要の規定を整備することとしました。
２　施行期日
　この条例は、平成27年４月１日から施行することとしました。

◇新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（新潟県条例第28号）
１　基準省令の改正に伴う規定の整備
　指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める省令の改正に伴い、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準について、所要の規定を整備することとしました。
２　施行期日
　この条例は、平成27年４月１日から施行することとしました。

◇新潟県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（新潟県条例第29号）
１　基金の設置期間の延長
　地域における自殺対策を緊急に強化するため、新潟県地域自殺対策緊急強化基金の設置期間を延長することとしました。(附則第２項関係)
２　施行期日
　この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県安心こども基金条例の一部を改正する条例（新潟県条例第30号）
１　基金の設置期間の延長
　保育サービス等の充実を図るとともに、地域における子育て支援、ひとり親家庭等への支援及び社会的養護の充実を図り、子どもを安心して育てることができるような体制の整備を行うため、新潟県安心こども基金の設置期間を延長することとしました。(附則第２項関係)
２　施行期日
　この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県病院事業の設置等に関する条例及び新潟県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例（新潟県条例第33号）
１　新潟県立六日町病院及び新潟県立小出病院の廃止
　新潟県立六日町病院及び新潟県立小出病院を地元自治体に移管することに伴い、廃止することとしました。(第１条関係)
２　任命権者が定めることができる派遣職員の定数の追加
　任命権者が定めることができる派遣職員の定数に、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定により派遣する職員の定数を追加することとしました。(第２条関係)
３　施行期日
　この条例は、一部の規定を除き、規則で定める日から施行することとしました。

◇新潟県議会委員会条例の一部を改正する条例（新潟県条例第34号）
１　委員の選任に関する規定等の見直し

常任委員会委員の選任に関する規定等の見直しをすることとしました。(第１条及び第４条関係)

２　施行期日

この条例は、平成27年４月30日から施行することとしました。

◇教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例（新潟県条例第35号）

１　目的

この条例は、教育長の勤務時間等及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく教育長の職務に専念する義務の特例に関し、規定することを目的とすることとしました。(第１条関係)

２　勤務時間等

教育長の勤務時間、休日、休暇及び休業については、一般職の職員の例によることとしました。(第２条関係)

３　職務に専念する義務の免除

教育長の職務に専念する義務の免除については、一般職の職員の例によることとしました。(第３条関係)

４　施行期日

この条例は、平成27年４月１日から施行することとしました。

条　　例

次に掲げる条例をここに公布する。

(1) 新潟県手数料条例の一部を改正する条例
(2) 新潟県附属機関設置条例の一部を改正する条例
(3) 新潟県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例
(4) 職員の退職手当に関する条例及び新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例
(5) 新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会条例を廃止する条例
(6) 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(7) 新潟県行政手続条例の一部を改正する条例
(8) 新潟県県税条例の一部を改正する条例
(9) 新潟県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
(10) 新潟県民会館条例の一部を改正する条例
(11) 新潟県災害対応基金条例
(12) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(13) 新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例
(14) 新潟県民生委員・児童委員の定数を定める条例
(15) 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
(16) 新潟県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
(17) 新潟県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
(18) 新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例
(19) 新潟県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(20) 新潟県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
(21) 新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
(22) 新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
(23) 新潟県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
(24) 新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例
(25) 新潟県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
(26) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
(27) 新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
(28) 新潟県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
(29) 新潟県安心こども基金条例の一部を改正する条例
(30) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
(31) 新潟県建築基準条例の一部を改正する条例
(32) 新潟県病院事業の設置等に関する条例及び新潟県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例
(33) 新潟県議会委員会条例の一部を改正する条例
(34) 教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例
(35) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(36) 新潟県授業料減免等臨時特例基金条例を廃止する条例
(37) 新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例
(38) 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例
(39) 新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
(40) 新潟県暴力団排除条例の一部を改正する条例

平成27年３月31日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

新潟県条例第２号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目及び別表の細目の項の表示に下線が引かれた別表の細目及び別表の細目の項（以下「移動後別表細目等」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の細目及び別表の細目の項の表示に下線が引かれた別表の細目及び別表の細目の項（以下「移動別表細目等」という。）が存在する場合には当該移動別表細目等を当該移動後別表細目等とし、移動後別表細目等に対応する移動別表細目等が存在しない場合には当該移動後別表細目等を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目及び別表の細目の項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改　正　後

別表（第３条関係）

(1)　（略）

(2)　県民生活・環境部関係

	対象となる事務	名称	区　分	金　額
（略）				
15の3	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第27条第１項の規定に基づく第１種フロン類充塡回収業者の登録の申請に対する審査	第１種フロン類充塡回収業者登録申請手数料		（略）
15の4	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第１項の規定に基づく第１種フロン類充塡回収業	第１種フロン類充塡回収業者登録更新申請手		（略）

改　正　前

別表（第３条関係）

(1)　（略）

(2)　県民生活・環境部関係

	対象となる事務	名称	区　分	金　額
（略）				
15の3	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）第９条第１項の規定に基づく第１種フロン類回収業者の登録の申請に対する審査	第１種フロン類回収業者登録申請手数料		（略）
15の4	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第12条第１項の規定に基づく第１種フロン	第１種フロン類回収業者登録更新申請手数料		（略）

	者の登録の更新の申請に対する審査	数料		
（略）				
15の14	（略）	（略）		（略）
15の15	土壌汚染対策法第29条の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査	指定調査機関指定申請手数料		１件につき 30,900円
15の16	土壌汚染対策法第32条第１項の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査	指定調査機関指定更新申請手数料		１件につき 24,800円
（略）				

(2)の２　（略）

(3) 福祉保健部関係

	対象となる事務	名称	区　分	金　額
（略）				
20	削除			
21	歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第16条の規定に基づく厚生労働省令の規定による	（略）		（略）

	類回収業者の登録の更新の申請に対する審査			
（略）				
15の14	（略）	（略）		（略）
（略）				

(2)の２　（略）

(3) 福祉保健部関係

	対象となる事務	名称	区　分	金　額
（略）				
20	歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第１号）附則第２条第１項の規定に基づく歯科技工士国家試験の実施	歯科技工士国家試験手数料		１件につき 36,000円
21	歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第16条及び歯科技工法の一部を改正する法律附則	（略）		（略）

	歯科技工士国家試験合格証明書の交付					第２条第１項の規定に基づく歯科技工士国家試験合格証明書の交付			
（略）					（略）				
37	（略）	（略）		（略）	37	（略）	（略）		（略）
37の2	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第６項第３号の規定に基づく食品衛生管理者に係る養成施設の登録の申請に対する審査	食品衛生管理者養成施設登録申請手数料		１件につき150,000円					
37の3	食品衛生法第48条第６項第４号の規定に基づく食品衛生管理者に係る講習会の登録の申請に対する審査	食品衛生管理者講習会登録申請手数料		１件につき90,000円					
（略）					（略）				
52	（略）	（略）		（略）	52	（略）	（略）		（略）
52の2	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第５項第３号の規定に基づく食鳥処理衛生管理者に係る養成施設の登録の申請に対する審査	食鳥処理衛生管理者養成施設登録申請手数料		１件につき150,000円					
52の3	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する	食鳥処理衛生管理		１件につき90,000円					

	法律第12条第５項第４号の規定に基づく食鳥処理衛生管理者に係る講習会の登録の申請に対する審査	者講習会登録申請手数料		
（略）				

(4)　（略）

(5)　農林水産部関係

	対象となる事務	名称	区　分	金　額
（略）				

（略）				

(4)　（略）

(5)　農林水産部関係

	対象となる事務	名称	区　分	金　額
（略）				
33の２	薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第２号）附則第３条又は第６条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第１条の規定による改正前の薬事法施行令（以下「旧薬事令」という。）第45条第１項の規定に基づく動物用医薬品の販売業の許可証又は動物用医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の書	動物用医薬品販売業許可証又は動物用医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料		１件につき 2,200円

33の2	（略）	（略）		（略）
33の3	（略）	（略）		（略）
（略）				
66	林業種苗法第20条第２項の規定に基づく種穂が指定採取源から採取されたものであること又は苗木が指定採取源から採取された種穂から育成されたものであることについての証明の申請に対する審査	（略）		（略）

(6) 土木部関係

	対象となる事務	名称	区　分	金　額
（略）				
34	（略）	（略）		（略）

	換え交付			
33の3	旧薬事令第46条第１項の規定に基づく動物用医薬品の販売業の許可証又は動物用医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の再交付	動物用医薬品販売業許可証又は動物用医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料		１件につき 3,100円
33の4	（略）	（略）		（略）
33の5	（略）	（略）		（略）
（略）				
66	林業種苗法第20条第１項の規定に基づく種穂が指定採取源から採取されたものであること又は苗木が指定採取源から採取された種穂から育成されたものであることについての証明の申請に対する審査	（略）		（略）

(6) 土木部関係

	対象となる事務	名称	区　分	金　額
（略）				
34	（略）	（略）		（略）

34の2	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第１項の規定に基づく容積率の特例の許可の申請に対する審査	建替えマンション容積率特例許可申請手数料		１件につき160,000円						
35	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第５条第１項から第３項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 建築をしようとする住宅が一戸建てである場合(<u>(3)に該当する場合を除く。</u>)	１件につき7,600円(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項の規定による申出を行う場合にあっては、次に掲げる額を合算した額（以下「建築確認等手数料額」という。）に7,600円を加えた額) (1) （略）	35	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第５条第１項から第３項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 建築をしようとする住宅が一戸建てである場合	１件につき7,600円(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項の規定による申出を行う場合にあっては、次に掲げる額を合算した額（以下「建築確認等手数料額」という。）に7,600円を加えた額) (1) （略） <u>(2) 申請に係る計画に建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第５項の構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、新潟県建築基</u>

											準条例第23条第３項に定める手数料の額に100分の108を乗じて得た額
					(2) 申請に係る計画に建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条の２の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、新潟県建築基準条例第24条第１項に定める手数料の額						(3) 申請に係る計画に建築基準法第87条の２の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、新潟県建築基準条例第24条第１項に定める手数料の額
				(2) 建築をしようとする住宅が共同住宅等である場合（(4)に該当する場合を除く。）	（略）					(2) 建築をしようとする住宅が共同住宅等である場合	（略）
				(3) 建築をしようとする住宅が一戸建てである場合（当	１件につき17，000円（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項の規定によ						

				該申請書に住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書（同法第５条第１項に規定する住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第１号に掲げる基準に適合するものに限る。）を添えた場合（以下「当初申請書に設計住宅性能評価	る申出を行う場合にあっては、建築確認等手数料額に17,000円を加えた額）							

				書を添えた場合」という。）に限る。）									
				(4) 建築をしようとする住宅が共同住宅等である場合（当初申請書に設計住宅性能評価書を添えた場合に限る。）	1件につき、次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）を、申請に係る共同住宅等について同時に申請された住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (1) 総戸数が5戸以内のものについては、60,500円 (2) 総戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、95,100円 (3) 総戸数が10戸を							

					超え25戸以内のものについては、176,000円 (4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、299,200円 (5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、458,600円 (6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、831,900円 (7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、1,132,900円 (8) 総戸数が300戸を超えるものについては、1,369,900円						
	36	長期優良住宅の普及の促進に関す	長期優良住宅	(1) 建築をしようとす	(略)		36	長期優良住宅の普及の促進に関す	長期優良住宅	(1) 建築をしようとす	(略)

		る法律第８条第１項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定（同法第９条第１項の規定による申請に係るものを除く。）の申請に対する審査	建築等計画変更認定申請手数料	る住宅が一戸建てである場合((3)に該当する場合を除く。)				る法律第８条第１項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定（同法第９条第１項の規定による申請に係るものを除く。）の申請に対する審査	建築等計画変更認定申請手数料	る住宅が一戸建てである場合			
				(2) 建築をしようとする住宅が共同住宅等である場合((4)に該当する場合を除く。)	(略)					(2) 建築をしようとする住宅が共同住宅等である場合	(略)		
				(3) 建築をしようとする住宅が一戸建てである場合（当初申請書に設計住宅性能評価書を添えた場合に限る。）	１件につき8,500円(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第２項において準用する同法第６条第２項の規定による申出を行う場合にあっては、建築確認等手数料額に8,500円を加えた額)								
				(4) 建築をしようとする住宅が共同住宅等である場合（当初申請書	１件につき、次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第２項において準用する同法第６								

				に設計住宅性能評価書を添えた場合に限る。）	条第２項の規定による申出を行う場合にあっては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）を、申請に係る共同住宅等について同時に申請された住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (1) 総戸数が５戸以内のものについては、30,200円 (2) 総戸数が５戸を超え10戸以内のものについては、47,500円 (3) 総戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、88,000円 (4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、149,600円 (5) 総戸数							

					が50戸を超え100戸以内のものについては、229,300円 (6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、415,900円 (7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、566,400円 (8) 総戸数が300戸を超えるものについては、684,900円					
（略）						（略）				

(6)の２　交通政策局関係

	対象となる事務	名称	区　分	金　額
1	道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定に基づく自家用有償旅客運送者の登録の申請に対する審査	自家用有償旅客運送者登録申請手数料		１件につき15,000円
2	道路運送法第79条の７第１項の規定に基づく	自家用有償旅客運		１件につき3,000円

	自家用有償旅客運送者の変更登録（登録免許税法施行令（昭和42年政令第146号）第19条の２第２項の財務省令で定めるものに限る。）の申請に対する審査	送者変更登録申請手数料			
(7)～(9)　（略）					(7)～(9)　（略）

附　則

この条例は、平成27年４月１日から施行する。ただし、別表第６号の表35の項の改正（同項金額の欄中(2)を削り、「（昭和25年法律第201号）」を加え、(3)を(2)とする部分に限る。）は、同年６月１日から施行する。

新潟県条例第３号

新潟県附属機関設置条例の一部を改正する条例

新潟県附属機関設置条例（昭和27年新潟県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改　正　後

別表（第２条関係）

附属機関の属する執行機関	名　称	担任する事務
知　事	（略）	
	新潟県公衆浴場入浴料金等審議会	（略）
	（略）	

改　正　前

別表（第２条関係）

附属機関の属する執行機関	名　称	担任する事務
知　事	（略）	
	新潟県公衆浴場入浴料金等審議会	（略）
	新潟県歯科技工士国家試験委員	歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第１号）附則第２条の規定による歯科技工士国家試験の実施に関する事務を行う。
	（略）	

附　則

この条例は、平成27年４月１日から施行する。

新潟県条例第４号

新潟県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

新潟県地方警察職員定員条例（昭和29年新潟県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（職員の定員） **第２条**　職員の定員は、次に掲げるとおりとする。 警　察　官　4,099人 警察官以外の職員　638人 合　計　4,737人 ２　前項の警察官の定員のうち、警視については132人、警部については283人、警部補（巡査部長を含む。）については2,418人とする。 ３　（略）	（職員の定員） **第２条**　職員の定員は、次に掲げるとおりとする。 警　察　官　4,076人 警察官以外の職員　638人 合　計　4,714人 ２　前項の警察官の定員のうち、警視については131人、警部については282人、警部補（巡査部長を含む。）については2,404人とする。 ３　（略）

附　則

この条例は、平成27年４月１日から施行する。

新潟県条例第５号

職員の退職手当に関する条例及び新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第１条　職員の退職手当に関する条例（昭和37年新潟県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下この条において「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

改　正　後	改　正　前
（退職手当の調整額） **第７条の４**　退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第５条の２第２項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第６条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算につき、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとすることを定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和24年法律第１号）第26条の規定による休業その他これらに準ずる事由又は一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年新潟県条例第４号）第20条若しくは市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年新潟県条例第５号）第19条の規定による休業により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第１順位から第60順位までの調整月額(当	（退職手当の調整額） **第７条の４**　退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第５条の２第２項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第６条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算につき、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとすることを定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和24年法律第１号）第26条の規定による休業その他これらに準ずる事由又は一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年新潟県条例第４号）第20条若しくは市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年新潟県条例第５号）第19条の規定による休業により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第１順位から第60順位までの調整月額(当

該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。 (1) 第１号区分　70,400円 (2) 第２号区分　65,000円 (3) 第３号区分　59,550円 (4) 第４号区分　54,150円 (5) 第５号区分　43,350円 (6) 第６号区分　32,500円 (7) 第７号区分　27,100円 (8) 第８号区分　21,700円 (9) （略）	該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。 (1) 第１号区分　54,150円 (2) 第２号区分　50,000円 (3) 第３号区分　45,850円 (4) 第４号区分　41,700円 (5) 第５号区分　33,350円 (6) 第６号区分　25,000円 (7) 第７号区分　20,850円 (8) 第８号区分　16,700円 (9) （略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第１項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。	４　次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第１項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。 (1) 退職した者のうち自己都合退職者（第３条第２項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が５年以上24年以下のもの　第１項第１号から第７号まで又は第９号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第８号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額
(1) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が１年以上４年以下のもの　第１項の規定により計算した額の２分の１に相当する額	(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が１年以上４年以下のもの　前号の規定により計算した額の２分の１に相当する額
(2) （略）	(3) （略）
(3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの　第１項の規定により計算した額の２分の１に相当する額	(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの　第１号の規定により計算した額の２分の１に相当する額
(4) （略）	(5) （略）
５　（略）	５　（略）
附　則	附　則
第24条　昭和62年３月31日に旧日本国有鉄道の職員として在職する者が、引き続いて日本国有鉄道改革法第11条第２項に規定する承継法人であつて同条第１項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第２条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この条において「承継法人等」という。）の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年４月１日以後の承継法人	**第24条**　昭和62年３月31日に旧日本国有鉄道の職員として在職する者が、引き続いて日本国有鉄道改革法第11条第２項に規定する承継法人であつて同条第１項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第２条第１項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この条において「承継法人等」という。）の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年４月１日以後の承

等の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。	継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
第25条　平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第２条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この条において「旧事業団」という。）の職員として在職する者（同法附則第11条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第１項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第２条第１項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下この条において「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。	**第25条**　平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第２条第１項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この条において「旧事業団」という。）の職員として在職する者（同法附則第25条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第１項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第２条第１項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下この条において「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

（新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正）

第２条　新潟県特別職の職員の退職手当支給条例（昭和35年新潟県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改　正　後	改　正　前
（退職手当の特例） **第６条**　次の各号に掲げる者が引き続いて特別職の職員となつた場合には、当該各号に掲げる期間は、その者の特別職の職員としての在職期間に通算する。 (1)・(2)　（略）	（退職手当の特例） **第６条**　次の各号に掲げる者が引き続いて特別職の職員となつた場合には、当該各号に掲げる期間は、その者の特別職の職員としての在職期間に通算する。 (1)・(2)　（略） (3) 一般職員（前号に掲げる者を除く。）　その者の一般職の条例に規定する一般職員としての勤続期間
２　前項に規定する者の退職手当の額は、第４条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。 (1)　（略） (2) 特別職の職員となる直前の国家公務員又は一	２　前項に規定する者の退職手当の額は、第４条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。 (1)　（略） (2) 特別職の職員となる直前の国家公務員又は一

般職員を退職した日（以下この号において「直前退職日」という。）に受けていた俸給月額又は給料月額（当該俸給月額又は給料月額に改定があつた場合には、当該特別職の職員を退職した日における改定後の俸給月額又は給料月額）及び前項第１号又は第２号の勤続期間を基礎として直前退職日において一般職の条例の規定の例により算出したものとして得た額

３　第１項に規定する者が、当該特別職の職員を退職し、引き続いて国家公務員となつたときは、第３条の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。

附　則

１～３　（略）

４　当分の間、一般職員（第６条第１項第２号に掲げる者を除く。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第１項に規定する企業職員又は新潟県教育委員会の教育長（以下「一般職員等」という。）が引き続いて地方公営企業管理者又は知事の秘書となつた場合には、その者の一般職の条例に規定する一般職員としての勤続期間及び一般職員を除く一般職員等の退職手当に関する規程に規定する一般職員を除く一般職員等としての勤続期間はその者の特別職の職員としての在職期間に通算するものとし、その者の退職手当の額は、第４条の規定にかかわらず、退職の日においてその者が一般職員として在職していたとした場合に得られる給料月額をその者の給料月額として、一般職員の例により算定した額とする。

５　（略）

般職員を退職した日（以下この号において「直前退職日」という。）に受けていた俸給月額又は給料月額（当該俸給月額又は給料月額に改定があつた場合には、当該特別職の職員を退職した日における改定後の俸給月額又は給料月額）及び前項第１号又は第２号若しくは第３号の勤続期間を基礎として直前退職日において一般職の条例の規定の例により算出したものとして得た額

３　第１項第１号又は第２号に規定する者が、当該特別職の職員を退職し、引き続いて国家公務員となつたときは、第３条の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。

附　則

１～３　（略）

４　当分の間、一般職員（第６条第１項第２号に掲げる者を除く。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第１項に規定する企業職員又は新潟県教育委員会の教育長（以下「一般職員等」という。）が引き続いて地方公営企業管理者又は知事の秘書となつた場合には、その者の一般職の条例に規定する一般職員としての勤続期間及び一般職員を除く一般職員等の退職手当に関する規程に規定する一般職員を除く一般職員等としての勤続期間はその者の特別職の職員としての在職期間に通算するものとし、その者の退職手当の額は、第４条及び第６条第２項の規定にかかわらず、退職の日においてその者が一般職員として在職していたとした場合に得られる給料月額をその者の給料月額として、一般職員の例により算定した額とする。

５　（略）

６　当分の間、一般職員等が、引き続いて地方公営企業管理者又は知事の秘書となり、かつ、引き続き地方公営企業管理者又は知事の秘書として在職した後引き続いて特別職の職員（地方公営企業管理者及び知事の秘書を除く。以下この項において同じ。）となつた場合には、その者の一般職の条例に規定する一般職員としての勤続期間、一般職員を除く一般職員等の退職手当に関する規程に規定する一般職員を除く一般職員等としての勤続期間及び地方公営企業管理者又は知事の秘書としての在職期間はその者の特別職の職員としての在職期間に通算するものとし、その者の退職手当の額は、第４条及び第６条第２項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1)　特別職の職員としての在職期間（次号に規定する期間を除く。）について第４条の規定により算出して得た額

(2)　一般職の条例に規定する一般職員としての勤

	続期間、一般職員を除く一般職員等の退職手当に関する規程に規定する一般職員を除く一般職員等としての勤続期間及び地方公営企業管理者又は知事の秘書としての在職期間について附則第４項の規定の例により算出して得た額

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　職員（職員の退職手当に関する条例第２条第１項に規定する職員をいう。以下この項から第４項までにおいて同じ。）が新条例適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより第１条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新一般職員退職手当条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として施行日以後平成30年３月31日までの間に退職した場合であって、その者が職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年新潟県条例第６号。以下この項及び附則第４項において「条例第６号」という。）附則第２項の規定による退職手当の額の支給を受けない職員である場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、かつ、その者の退職の日における年齢を施行日の前日における年齢とみなして、第１条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧一般職員退職手当条例」という。）第２条の４から第５条の３まで及び第７条から第７条の５まで並びに附則第17条及び第26条から第28条まで、条例第６号附則第６項及び第７項、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年新潟県条例第41号。以下この項及び附則第４項において「条例第41号」という。）附則第３項から第６項まで並びに職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年新潟県条例第93号。以下この項及び第４項において「条例第93号」という。）附則第４項の規定により計算した退職手当の額が、新一般職員退職手当条例第２条の４から第５条の３まで及び第７条から第７条の５まで並びに附則第17条及び第26条から第28条まで、条例第６号附則第６項及び第７項、条例第41号附則第３項から第６項まで並びに条例第93号附則第４項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3　職員のうち新一般職員退職手当条例第８条第５項及び第６項並びに第11条第１項から第３項までの規定により新一般職員退職手当条例第５条の２第２項第２号から第19号までに掲げる在職期間が新一般職員退職手当条例第８条第１項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新条例適用職員として施行日以後平成30年３月31日までの間に退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」とする。

4　職員が施行日以後平成30年３月31日までの間に新条例適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額が、その者の退職の日において属する職務の級及び号給の別に対応する一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年新潟県条例第84号。以下この項において「条例第84号」という。）第４条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「改正前の一般職員給与条例」という。）、条例第84号第８条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号。以下「改正前の市町村立学校職員給与条例」という。）、条例第84号第11条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第４号）及び条例第84号第13条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）の規定による給料月額（その者の退職の日において属する職務の級におけるその者の号給が、改正前の一般職員給与条例及び改正前の市町村立学校職員給与条例の規定によるその者の職務の級における最高の号給を超えることとなる場合は、改正前の一般職員給与条例及び改正前の市町村立学校職員給与条例の規定によるその者の職務の級における最高の号給の給料月額）を退職の日の給料月額とみなして旧一般職員退職手当条例第２条の４から第５条の３まで及び第７条から第７条の５まで並びに附則第17条及び第26条から第28条まで、条例第６号附則第６項及び第７項、条例第41号附則第３項から第６項まで並びに条例第93号附則第４項の規定により

計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

(1) 平成27年４月１日以後平成28年３月31日までの間に退職した者　新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額（その額が10万円を超える場合には、10万円）

(2) 平成28年４月１日以後平成29年３月31日までの間に退職した者　新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額（その額が６万円を超える場合には、６万円）

(3) 平成29年４月１日以後平成30年３月31日までの間に退職した者　新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額（その額が３万円を超える場合には、３万円）

５　第２条の規定による改正後の新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の規定は、施行日以後に特別職の職員（新潟県特別職の職員の退職手当支給条例附則第４項又は第５項に規定する地方公営企業管理者及び知事の秘書を除く。以下同じ。）となった者の退職手当について適用し、同日前に特別職の職員となった者の退職手当については、なお従前の例による。この場合において、従前の例によることとされる新潟県特別職の職員の退職手当支給条例第６条第２項第２号中「俸給月額又は給料月額（当該俸給月額又は給料月額に改定があつた場合には、当該特別職の職員を退職した日における改定後の俸給月額又は給料月額）」とあるのは「俸給月額又は給料月額（前項第１号又は第２号に掲げる者にあつては、当該俸給月額又は給料月額に改定があつた場合には、当該特別職の職員を退職した日における改定後の俸給月額又は給料月額）」と読み替えるものとする。

（委任）

６　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事又は人事委員会が定める。

新潟県条例第６号

新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会条例を廃止する条例

新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会条例（平成25年新潟県条例第28号）は、廃止する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第７号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第１条　職員の退職手当に関する条例（昭和37年新潟県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（勤続期間の計算） **第８条**　（略） ２～４　（略） ５　第１項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第２条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した他の地方公共団体、国若しくは<u>行政執行法人</u>（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第２条第４項</u>に規定する<u>行政執行法人</u>をいう。）の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第２項又は第51条第２項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（１未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。 (1)～(7)　（略） ６～９　（略） **附　則** **第31条**　旧機関（国立学校設置法の一部を改正する法律（平成14年法律第23号）による改正前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第３条第１項に規定する山梨医科大学及び国立学校設置法の	（勤続期間の計算） **第８条**　（略） ２～４　（略） ５　第１項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第２条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した他の地方公共団体、国若しくは<u>特定独立行政法人</u>（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第２条第２項</u>に規定する<u>特定独立行政法人</u>をいう。）の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第２項又は第51条第２項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（１未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。 (1)～(7)　（略） ６～９　（略） **附　則** **第31条**　旧機関（国立学校設置法の一部を改正する法律（平成14年法律第23号）による改正前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第３条第１項に規定する山梨医科大学及び国立学校設置法の

一部を改正する法律（平成15年法律第29号）による改正前の国立学校設置法第３条第１項に規定する香川医科大学を含む。）の職員が、第８条第５項に規定する事由によつて引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第50条の10第２項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。	一部を改正する法律（平成15年法律第29号）による改正前の国立学校設置法第３条第１項に規定する香川医科大学を含む。）の職員が、第８条第５項に規定する事由によつて引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第63条第２項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

（新潟県情報公開条例の一部改正）

第２条　新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（行政文書の公開義務） **第７条**　実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。 (1)　（略） (2)　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア・イ　（略） ウ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第２条に規定する地方公務員（地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人の役員及び職員を除く。）並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係	（行政文書の公開義務） **第７条**　実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。 (1)　（略） (2)　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア・イ　（略） ウ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第２項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第２条に規定する地方公務員（地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人の役員及び職員を除く。）並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係

る部分。ただし、当該公務員等が規則で定める警察職員である場合又は当該公務員等の氏名を公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の氏名を除く。 (3)～(6)　(略)	る部分。ただし、当該公務員等が規則で定める警察職員である場合又は当該公務員等の氏名を公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の氏名を除く。 (3)～(6)　(略)

(新潟県個人情報保護条例の一部改正)

第３条　新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
(保有個人情報の開示義務) **第17条**　実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (1)・(2)　(略) (3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア・イ　(略) ウ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第２条第４項</u>に規定する<u>行政執行法人</u>の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第２条に規定する地方公務員（地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人の役員及び職員を除く。)並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等が規則で定める警察職員である場合又は当該公務員等の氏名を開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の氏名を除く。 (4)～(7)　(略)	(保有個人情報の開示義務) **第17条**　実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (1)・(2)　(略) (3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア・イ　(略) ウ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第２条第２項</u>に規定する<u>特定独立行政法人</u>の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第２条に規定する地方公務員（地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人の役員及び職員を除く。)並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等が規則で定める警察職員である場合又は当該公務員等の氏名を開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の氏名を除く。 (4)～(7)　(略)

附　則

この条例は、平成27年４月１日から施行する。

新潟県条例第８号

新潟県行政手続条例の一部を改正する条例

新潟県行政手続条例（平成７年新潟県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中章、条及び項の表示に下線が引かれた章、条及び項（以下本則において「移動後章等」という。）に対応する同表の改正前の欄中章、条及び項の表示に下線が引かれた章、条及び項（以下本則において「移動章等」という。）が存在する場合には当該移動章等を当該移動後章等とし、移動後章等に対応する移動章等が存在しない場合には当該移動後章等（以下本則において「追加章等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（章、条及び項の表示並びに追加章等を除く。以下本則において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下本則において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
目次 第１章～第３章　（略） 第４章　行政指導（第30条－第34条の２） 第４章の２　処分等の求め（第34条の３） 第５章　（略） 附則	目次 第１章～第３章　（略） 第４章　行政指導（第30条－第34条） 第５章　（略） 附則
（適用除外） **第３条**　次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第４章の２までの規定は、適用しない。 (1)～(6)　（略） (7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導 (8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察職員又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導 (9)・(10)　（略）	（適用除外） **第３条**　次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第４章までの規定は、適用しない。 (1)～(6)　（略） (7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名あて人とするものに限る。）及び行政指導 (8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察職員又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導 (9)・(10)　（略）
（行政指導の方式） **第33条**　（略） ２　行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。 (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項 (2) 前号の条項に規定する要件 (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由 ３　行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前２項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。	（行政指導の方式） **第33条**　（略） ２　行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

４　（略）

第34条　（略）

（行政指導の中止等の求め）

第34条の２　法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

２　前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

３　当該県の機関は、第１項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第４章の２　処分等の求め

第34条の３　何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

２　前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 法令に違反する事実の内容

(3) 当該処分又は行政指導の内容

(4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

３　（略）

第34条　（略）

(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由 (6) その他参考となる事項 ３　当該行政庁又は県の機関は、第１項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（新潟県県税条例の一部改正）

２　新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（新潟県行政手続条例の適用除外） **第７条**　（略） ２　新潟県行政手続条例第３条、第４条又は第33条第４項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第２条第７号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第３項及び第34条の規定は、適用しない。	（新潟県行政手続条例の適用除外） **第７条**　（略） ２　新潟県行政手続条例第３条、第４条又は第33条第３項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第２条第７号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第２項及び第34条の規定は、適用しない。

新潟県条例第９号

新潟県県税条例の一部を改正する条例

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>（法人の事業税の税率等）
第31条　法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第３項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。
(1) 法第72条の２第１項第１号イ（事業税の納税義務者等）に掲げる法人（受託法人を除く。）　次に掲げる金額の合計額
ア　各事業年度の付加価値額に100分の0.72を乗じて得た金額
イ　各事業年度の資本金等の額に100分の0.3を乗じて得た金額
ウ　次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額
<table><tr><td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td><td>100分の3.1</td></tr><tr><td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td><td>100分の4.6</td></tr><tr><td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td><td>100分の６</td></tr></table>(2)・(3)　（略）
２　（略）
３　他の２以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
(1) 法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人（受託法人を除く。）　次に掲げる金額の合計額
ア　各事業年度の付加価値額に100分の0.72を乗じて得た金額
イ　各事業年度の資本金等の額に100分の0.3を乗じて得た金額
ウ　各事業年度の所得に100分の６を乗じて得</td><td>（法人の事業税の税率等）
第31条　法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。
(1) 法第72条の２第１項第１号イ（事業税の納税義務者等）に掲げる法人（受託法人を除く。）　次に掲げる金額の合計額
ア　各事業年度の付加価値額に100分の0.48を乗じて得た金額
イ　各事業年度の資本金等の額に100分の0.2を乗じて得た金額
ウ　次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額
<table><tr><td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td><td>100分の3.8</td></tr><tr><td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td><td>100分の5.5</td></tr><tr><td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td><td>100分の7.2</td></tr></table>(2)・(3)　（略）
２　（略）
３　他の２以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
(1) 法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人（受託法人を除く。）　次に掲げる金額の合計額
ア　各事業年度の付加価値額に100分の0.48を乗じて得た金額
イ　各事業年度の資本金等の額に100分の0.2を乗じて得た金額
ウ　各事業年度の所得に100分の7.2を乗じて得</td></tr>
</table>

た金額

(2)・(3)　(略)

附　則

(税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置としての法人の事業税の税率の特例)

第17条の２　法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第３項において同じ。)に対する事業税(平成27年４月１日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税(以下「暫定措置に係る法人の事業税」という。)に限る。)の額は、第31条第１項及び第３項並びに前条第１項第１号及び第２項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の２第１項第１号イ(事業税の納税義務者等)に掲げる法人(受託法人を除く。)　次に掲げる金額の合計額

ア　各事業年度の付加価値額に100分の0.72を乗じて得た金額

イ　各事業年度の資本金等の額に100分の0.3を乗じて得た金額

ウ　次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の1.6
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の2.3
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の3.1

(2)・(3)　(略)

２　(略)

３　他の２以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税(暫定措置に係る法人の事業税に限る。)の額は、第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人(受託法人を除く。)　次に掲げる金額の合計額

ア　各事業年度の付加価値額に100分の0.72を乗じて得た金額

イ　各事業年度の資本金等の額に100分の0.3を乗じて得た金額

た金額

(2)・(3)　(略)

附　則

(税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置としての法人の事業税の税率の特例)

第17条の２　法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。)に対する事業税(平成26年10月１日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税(以下「暫定措置に係る法人の事業税」という。)に限る。)の額は、第31条第１項及び第３項並びに前条第１項第１号及び第２項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の２第１項第１号イ(事業税の納税義務者等)に掲げる法人(受託法人を除く。)　次に掲げる金額の合計額

ア　各事業年度の付加価値額に100分の0.48を乗じて得た金額

イ　各事業年度の資本金等の額に100分の0.2を乗じて得た金額

ウ　次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.2
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の3.2
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の4.3

(2)・(3)　(略)

２　(略)

３　他の２以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税(暫定措置に係る法人の事業税に限る。)の額は、第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人(受託法人を除く。)　次に掲げる金額の合計額

ア　各事業年度の付加価値額に100分の0.48を乗じて得た金額

イ　各事業年度の資本金等の額に100分の0.2を乗じて得た金額

ウ　各事業年度の所得に100分の3.1を乗じて得た金額

(2)・(3)　(略)

（不動産取得税の税率の特例）

第18条　平成18年４月１日から平成30年３月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第41条の規定にかかわらず、100分の３とする。

（不動産取得税の徴収猶予の申告）

第19条　法附則第11条の４第２項及び第５項（不動産取得税の減額等）の規定により徴収猶予を受けようとする者は、第47条各号に掲げる事項を記載した申告書に法附則第11条の４第２項又は第５項の規定の適用があることを証明するに足る書類を添付して、第43条第１項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

（軽油引取税の課税免除の特例に係る免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例）

第19条の４　次に掲げる免税軽油使用者証の交付を受けた者が、当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証の有効期間の開始の日の属する月の初日から当該免税証の有効期間の満了の日の属する月の末日までの期間に係る法附則第12条の２の７第２項（軽油引取税の課税免除の特例）において準用する法第144条の27第１項（免税軽油の引取り等に係る報告義務）の報告書を知事に提出する場合の期限は、同月の翌月の末日とする。

(1)　(略)

(2)　法附則第12条の２の７第１項第２号に掲げる軽油の引取りを行う自衛隊

(3)　(略)

２　(略)

（狩猟税の賦課徴収に関する申告）

第22条の２　法附則第32条（狩猟税の課税免除）の規定の適用を受ける者は、第93条の規定により申告をする場合は、同条に定めるもののほか、法附則第32条第１項又は第２項の規定の適用があることを証明するに足る書類を添付しなければならない。

ウ　各事業年度の所得に100分の4.3を乗じて得た金額

(2)・(3)　(略)

（不動産取得税の税率の特例）

第18条　平成18年４月１日から平成27年３月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第41条の規定にかかわらず、100分の３とする。

２　平成18年４月１日から平成20年３月31日までの間に住宅以外の家屋の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第41条の規定にかかわらず、100分の3.5とする。

（不動産取得税の徴収猶予の申告）

第19条　法附則第11条の４第２項（不動産取得税の減額等）の規定により徴収猶予を受けようとする者は、第47条各号に掲げる事項を記載した申告書に法附則第11条の４第２項の規定の適用があることを証明するに足る書類を添付して、第43条第１項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

（軽油引取税の課税免除の特例に係る免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例）

第19条の４　次に掲げる免税軽油使用者証の交付を受けた者が、当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証の有効期間の開始の日の属する月の初日から当該免税証の有効期間の満了の日の属する月の末日までの期間に係る法附則第12条の２の７第２項（軽油引取税の課税免除の特例）において準用する法第144条の27第１項（免税軽油の引取り等に係る報告義務）の報告書を知事に提出する場合の期限は、同月の翌月の末日とする。

(1)　(略)

(2)　法附則第12条の２の７第１項第２号に掲げる軽油の引取りを行う海上保安庁、警察の用に供する電気通信設備を設置し、及び管理する者、自衛隊の使用する機械を管理する者、消防庁並びに地方公共団体

(3)　(略)

２　(略)

（狩猟税の賦課徴収に関する申告）

第22条の２　法附則第32条第１号（狩猟税の税率の特例）の登録を受ける者は、第93条の規定により申告をする場合は、同条に定めるもののほか、対象鳥獣捕獲員であることを証する書類を添付しなければならない。

２　法附則第32条の２（第１項ただし書を除く。以下この項において同じ。）（狩猟税の税率の特例）の規定の適用を受ける者は、第93条の規定により申告をする場合は、同条に定めるもののほか、法附則第32条の２の規定の適用があることを証明するに足る書類を添付しなければならない。	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第　号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、附則第22条の２の改正（法附則第32条第２項に係る部分に限る。）は、改正法附則第１条第２号に定める日から施行する。

（事業税に関する経過措置）

２　改正後の新潟県県税条例（以下「新条例」という。）第31条及び附則第17条の２の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

３　平成18年４月１日から平成20年３月31日までの間の改正前の附則第18条第２項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

４　新条例附則第19条の４の規定は、施行日以後に免税証の交付を受ける者について適用し、施行日前に免税証の交付を受けた者については、なお従前の例による。

（検討）

５　県は、この条例の施行後２年を経過した場合において、社会経済情勢の変化等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、新条例第31条及び附則第17条の２の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（この条例の失効）

６　この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定の内容が当該規定に対応する新条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。

新潟県条例第10号

新潟県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

新潟県消費者行政活性化基金条例（平成21年新潟県条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
附　則 １　（略） ２　この条例は、平成30年12月31日限り、その効力を失う。 ３　（略）	附　則 １　（略） ２　この条例は、平成27年12月31日限り、その効力を失う。 ３　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第11号

新潟県民会館条例の一部を改正する条例

第１条　新潟県民会館条例（昭和42年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>**第15条**　削除</td><td>（利用料金）
第15条　指定管理者による管理の場合には、第８条から第10条までの規定は、適用しない。
２　指定管理者による管理の場合には、使用者は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。
３　指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。
４　利用料金は、別表に掲げる施設については同表に定める額、規則で定める附属設備については規則で定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。
５　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、同項の規定により利用料金を定めることが適当でないと認める場合には、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を定めることができる。
６　利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。
７　指定管理者は、規則で定める事由に該当すると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
８　指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める事由に該当すると指定管理者が認めるときは、この限りでない。</td></tr>
<tr><td>**別表**（第８条関係）
(1)～(3)　（略）
(4) 会議室及び楽屋の使用料
<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>使用時間</th><th>使用料（円）</th><th>収容人員等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">会議室</td><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>第１会議室</td><td>午前
午後
夜間
全日</td><td>4,730
6,630
6,840
16,930</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>**別表**（第８条、第15条関係）
(1)～(3)　（略）
(4) 会議室及び楽屋の使用料
<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>使用時間</th><th>使用料（円）</th><th>収容人員等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">会議室</td><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>第１会議室</td><td>午前
午後又は夜間
全日</td><td>4,080
5,310

13,700</td><td>（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

	第２会議室	午　前	3,380	（略）
	第３会議室	午　後	4,610	
	第４会議室	夜　間	4,760	
		全　日	11,860	

（略）

(5)　（略）

（略）

	第２会議室	午　前	2,920	（略）
	第３会議室	午後又	3,690	
	第４会議室	は夜間		
		全　日	9,820	

（略）

(5)　（略）

（略）

第２条　新潟県民会館条例の一部を次のように改正する。

別表第５号の表を次のように改める。

(5) ギャラリーの使用料

区　　分	使用時間	使用料（円）			区　　割　　等
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合		
			入場料が1,000円以下の場合	入場料が1,001円以上の場合	
ギャラリー（A）	午前９時から午後５時まで	2,440（１区割当たり）	3,840（１区割当たり）	4,990（１区割当たり）	12区割 ３階　579平方メートル
ギャラリー（B）	午前９時から午後５時まで	2,440（１区割当たり）	3,840（１区割当たり）	4,990（１区割当たり）	８区割 ３階　412平方メートル
備　　考	準備又は後片付けのために使用する場合の使用料は、この表に定める入場料を徴収しない場合の使用料の70パーセントに相当する額とする。				

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第４号及び第５号の表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。

新潟県条例第12号

新潟県災害対応基金条例

（設置）

第１条　災害発生時において、被災者の早期の生活再建等に必要な支援を、機動的に、かつ、きめ細かく実施するため、新潟県災害対応基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第２条　基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えて管理することができる。

（繰替運用）

第４条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（収益金の処理）

第５条　基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

（処分）

第６条　基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てるため、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより一般会計へ繰り出すものとする。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則

この条例は、平成27年４月１日から施行する。

新潟県条例第13号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（新潟県知事が指定する指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例の一部改正）

第１条　新潟県知事が指定する指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例（平成24年新潟県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（趣旨） **第１条**　この条例は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第15条第14項ただし書（法第28条第９項及び法第29条第４項において準用する場合を含む。）及び法第34条第７項（法第35条第12項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第37条第２項ただし書の規定に基づき、指定猟法禁止区域、鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は特別保護指定区域（以下「指定猟法禁止区域等」という。）を表示する標識の寸法を定めるものとする。	（趣旨） **第１条**　この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第15条第14項ただし書（法第28条第９項及び法第29条第４項において準用する場合を含む。）及び法第34条第７項（法第35条第12項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第37条第２項ただし書の規定に基づき、指定猟法禁止区域、鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は特別保護指定区域（以下「指定猟法禁止区域等」という。）を表示する標識の寸法を定めるものとする。

（新潟県環境影響評価条例の一部改正）

第２条　新潟県環境影響評価条例（平成11年新潟県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
別表第２（第２条関係） (1)　（略） (2)　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第１項の規定により指定された特別保護地区 (3)～(7)　（略）	**別表第２**（第２条関係） (1)　（略） (2)　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第１項の規定により指定された特別保護地区 (3)～(7)　（略）

（新潟県手数料条例の一部改正）

第３条　新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後

別表（第３条関係）

(1)　（略）

(2)　県民生活・環境部関係

	対象となる事務	名　称	区分	金　額
（略）				
15の5	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定に	狩猟免許申請手数料	(1)　鳥獣の保護及び管理並	（略）

改　正　前

別表（第３条関係）

(1)　（略）

(2)　県民生活・環境部関係

	対象となる事務	名　称	区分	金　額
（略）				
15の5	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定に基づく狩	狩猟免許申請手数料	(1)　鳥獣の保護及び狩猟の	（略）

	基づく狩猟免許の申請に対する審査		びに狩猟の適正化に関する法律第49条各号に掲げる者に係るもの			猟免許の申請に対する審査		適正化に関する法律第49条各号に掲げる者に係るもの	
			（略）					（略）	
15の6	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第46条第２項の規定に基づく狩猟免状の再交付	（略）		（略）	15の6	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第46条第２項の規定に基づく狩猟免状の再交付	（略）		（略）
15の7	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条第１項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	（略）		（略）	15の7	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第１項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	（略）		（略）
15の8	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第55条第１項の規定に基づく狩猟者の登録	（略）		（略）	15の8	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第55条第１項の規定に基づく狩猟者の登録	（略）		（略）
15の9	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第１項の規定に基づく狩猟者登録の変更登録	（略）		（略）	15の9	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第１項の規定に基づく狩猟者登録の変更登録	（略）		（略）
15の10	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第５項の規定に基	（略）		（略）	15の10	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第５項の規定に基づく狩猟者	（略）		（略）

	づく狩猟者登録証の再交付			
15の11	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第５項の規定に基づく狩猟者記章の再交付	(略)		(略)
(略)				

(2)の２～(9)　(略)

	登録証の再交付			
15の11	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第５項の規定に基づく狩猟者記章の再交付	(略)		(略)
(略)				

(2)の２～(9)　(略)

（新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第４条　新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第２条関係）

(1)・(2)　(略)

(3) 県民生活・環境部関係

事務	市町村
(略)	
８　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) 法第９条第１項の規定による鳥獣の捕獲等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。）のため鳥獣（ミゾゴイ、ハクガン、サカツラガン、ヒクイナ、アカモズ、ウミウ、チュウサギ、マガン、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオジシギ、コノハズク、オオコノハズク、アオバズク、ヨタカ、ヤマセミ、コサメビタキ、サンコウチョウ、キバシリ、ノジコ、サドカケス、シロウマトガリネズミ、サドトガリネズミ、ニホンカワネズミ、シナノミズラモグラ、ヤマネ、ホンドオコジョ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケアザラシ及びアゴヒゲアザラシを除く。）の捕獲等をしよう	(略)

改正前

別表（第２条関係）

(1)・(2)　(略)

(3) 県民生活・環境部関係

事務	市町村
(略)	
８　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) 法第９条第１項の規定による鳥獣の捕獲の許可（学術研究又は鳥獣による生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害の防止のため鳥獣（ミゾゴイ、ハクガン、サカツラガン、ヒクイナ、アカモズ、ウミウ、チュウサギ、マガン、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオジシギ、コノハズク、オオコノハズク、アオバズク、ヨタカ、ヤマセミ、コサメビタキ、サンコウチョウ、キバシリ、ノジコ、サドカケス、シロウマトガリネズミ、サドトガリネズミ、ニホンカワネズミ、シナノミズラモグラ、ヤマネ、ホンドオコジョ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケアザラシ及びアゴヒゲアザラシを除く。）の捕獲をしようとする場合（飛行場の区域内で安全	(略)

	とする場合（飛行場の区域内で安全航行のため捕獲等をする場合を除く。）に係るものに限る。） (2)～(8)　（略） (9) 法第19条第１項の規定による飼養の登録 (10)～(23)　（略） (24)　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）第７条第11項の規定による許可証の交付を受けた者の氏名等の変更の届出の受理 (25)～(31)　（略）		航行のため捕獲をする場合を除く。）に係るものに限る。） (2)～(8)　（略） (9) 法第19条第１項の規定による飼養鳥獣の登録 (10)～(23)　（略） (24)　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）第７条第11項の規定による許可証の交付を受けた者の氏名等の変更の届出の受理 (25)～(31)　（略）	
	８の２　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第１項の規定による鳥類の卵の採取等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。）のため鳥類（ミゾゴイ、ハクガン、サカツラガン、ヒクイナ、アカモズ、ウミウ、チュウサギ、マガン、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオジシギ、コノハズク、オオコノハズク、アオバズク、ヨタカ、ヤマセミ、コサメビタキ、サンコウチョウ、キバシリ、ノジコ及びサドカケスを除く。）の卵の採取等をしようとする場合（飛行場の区域内で安全航行のため採取等をする場合を除く。）に係るものに限り、２以上の市町村の区域に係るものを除く。）	（略）	８の２　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第９条第１項の規定による鳥類の卵の採取の許可（学術研究又は鳥獣による生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害の防止のため鳥類（ミゾゴイ、ハクガン、サカツラガン、ヒクイナ、アカモズ、ウミウ、チュウサギ、マガン、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオジシギ、コノハズク、オオコノハズク、アオバズク、ヨタカ、ヤマセミ、コサメビタキ、サンコウチョウ、キバシリ、ノジコ及びサドカケスを除く。）の卵の採取をしようとする場合（飛行場の区域内で安全航行のため採取をする場合を除く。）に係るものに限り、２以上の市町村の区域に係るものを除く。）	（略）
	（略）		（略）	
	(4)～(9)　（略）		(4)～(9)　（略）	

附　則

この条例は、平成27年５月29日から施行する。

新潟県条例第14号

新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、糸魚川市及び妙高市の区域に存する新潟焼山（以下単に「新潟焼山」という。）が、爆発その他の火山現象を繰り返す火山であることから、新潟焼山への登山者に対して、登山の届出をさせることにより、登山者による事前準備の徹底及び火山災害による遭難の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「新潟焼山の活火山地区」とは、新潟焼山の山頂から２キロメートル以内の地域をいう。

２　この条例において「登山者」とは、新潟焼山の活火山地区に登山する者で次に掲げる者以外のものをいう。

(1) 新潟焼山の活火山地区において、遭難した者の捜索救助活動に従事する者

(2) 前号に掲げる者のほか、新潟焼山の活火山地区において、公益性が高いと認められる事業又は業務で規則で定めるものに従事する者

３　この条例において「登山活動団体」とは、山岳への登山を目的に結成された団体その他の山岳遭難の防止に関する活動を行う団体で規則で定めるものをいう。

（県の責務）

第３条　県は、この条例の目的を達成するため、火山災害による遭難の防止に関する意識の啓発その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　県は、第５条第１項の規定による届出によって登山計画の内容を明らかにすることが、火山災害による遭難の防止に資するものであることについて、登山者に周知するよう努めなければならない。

（登山者の責務）

第４条　登山者は、登山は自らの責任において実施するものであることを認識し、火山現象を繰り返す火山である新潟焼山の特性を把握した上で綿密な登山計画を策定するとともに、当該計画に基づいた装備品等を携帯して登山しなければならない。

２　登山者は、気象庁その他の関係機関から提供される新潟焼山の火山現象に関する情報について、その内容を十分に理解した上で登山しなければならない。

３　登山者は、新潟焼山の活火山地区に登山することを、家族、知人その他の関係者に伝えた上で登山するよう努めなければならない。

４　登山者は、新潟焼山に登山している間、新潟焼山における火山現象の変化の把握に努めるとともに、当該変化に応じて安全に行動しなければならない。

（登山の届出）

第５条　登山者は、新潟焼山の活火山地区に登山しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項（以下「届出事項」という。）を知事に届け出なければならない。この場合において、当該登山者が届出事項を規則で定める方法により登山活動団体に届け出たときは、知事に届け出たものとみなす。

(1) 登山者の住所、氏名、性別及び年齢

(2) 登山の期間及び行程

(3) 携帯する装備品、飲料水及び食料の内容

(4) 緊急時における連絡先

(5) 携帯電話、無線その他の通信手段の状況

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

２　前項の場合において、複数の登山者により構成される集団が同一の行程で登山するときは、当該集団を構成する登山者のうち１人の者がこれを代表して届け出ることができる。

（事務の委託）

第６条　知事は、前条の規定による届出の受理、当該届出に係る事実を確認するための措置その他の当該届出に係る事務の一部を知事が指定する者に委託することができる。

（警告）

第７条　知事は、第５条の規定による届出をしないで新潟焼山の活火山地区に登山した者に対し、警告を発することができる。

（過料）

第８条　前条の規定による警告に従わない者は、５万円以下の過料に処する。

（規則への委任）

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成27年６月１日から施行する。ただし、第７条及び第８条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の新潟焼山の活火山地区における登山者の動向及び第５条の規定による届出の状況を勘案し、施行日から起算して２年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現に新潟焼山の活火山地区に登山している者については、この条例は、適用しない。

新潟県条例第15号

新潟県民生委員・児童委員の定数を定める条例

民生委員法（昭和23年法律第198号）第４条第１項の規定に基づき条例で定める民生委員（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第２項の規定により充てられた児童委員を兼ねる。）の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

市　町　村	定　　数
長岡市	555人
三条市	192人
柏崎市	207人
新発田市	182人
小千谷市	78人
加茂市	63人
十日町市	160人
見附市	65人
村上市	177人
燕市	127人
糸魚川市	141人
妙高市	90人
五泉市	108人
上越市	430人
阿賀野市	100人
佐渡市	217人
魚沼市	122人
南魚沼市	142人
胎内市	72人
聖籠町	24人
弥彦村	16人
田上町	25人
阿賀町	67人
出雲崎町	19人
湯沢町	25人
津南町	39人
刈羽村	14人
関川村	22人
粟島浦村	２人

附　則

この条例は、平成27年４月１日から施行する。

新潟県条例第16号

新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成12年新潟県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び別表の項の表示に下線が引かれた号及び別表の項（以下「移動号等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中号及び別表の項の表示に下線が引かれた号及び別表の項（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には当該移動号等（以下「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び別表の項の表示並びに削除号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び別表の項の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改　正　後	改　正　前
（事務処理の特例） **第３条**　地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の２第１項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）は、新潟市が処理することとする。 (1)～(7)　（略） (8)　削除 (9)　（略） (10)及び(11)　削除 (12)　法第69条第２項の規定による報告の徴収及び立入検査（医薬品の販売業者（法第31条に規定する配置販売業者を除く。）に係るものに限る。第14号、第15号及び第17号から第20号までにおいて同じ。） (13)～(20)　（略） (21)　法第76条の規定による通知等（第５号に掲げる事務に係るものに限る。） (22)～(27)　（略） (28)から(33)まで　削除	（事務処理の特例） **第３条**　地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の２第１項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）は、新潟市が処理することとする。 (1)～(7)　（略） (8)　法第39条第１項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可 (9)　法第39条第４項の規定による許可の更新 (9)の２　（略） (10)　法第39条の３第１項の規定による管理医療機器の販売業又は貸与業の届出の受理 (11)　法第40条第１項及び第２項において準用する法第10条第１項の規定による休廃止等の届出の受理 (12)　法第69条第２項の規定による報告の徴収及び立入検査（医薬品の販売業者（法第31条に規定する配置販売業者を除く。）及び法第39条第１項又は法第39条の３第１項の医療機器の販売業者又は貸与業者に係るものに限る。第14号、第15号及び第17号から第20号までにおいて同じ。） (13)～(20)　（略） (21)　法第76条の規定による通知等（第５号及び第９号に掲げる事務に係るものに限る。） (22)～(27)　（略） (28)　薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第２号。以下「改正政令」という。）附則第３条の規定によりなおその効力を有

(34)～(36)　(略)

別表（第２条関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
(略)	
36　薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第２号。以下「改正政令」という。）附則第６条の規定によりなおその効力を有することとされる改正政令第１条の規定による改正前の政令（以下「旧令」という。）第45条第１項に規定する医薬品の販売業の許可証の書換え交付を受けようとする者	(略)
(略)	

することとされる改正政令第１条の規定による改正前の政令（以下「旧令」という。）第45条第１項の規定による許可証の書換え交付

(29)　改正政令附則第３条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第46条第１項の規定による許可証の再交付

(30)　改正政令附則第３条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第46条第３項の規定による許可証の返納の受理

(31)　改正政令附則第３条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第47条の規定による許可証の返納の受理

(32)　改正政令附則第３条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第48条の規定による許可台帳の備付け

(33)　薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号。以下「改正省令」という。）附則第16条の規定によりなおその効力を有することとされる改正省令第１条の規定による改正前の省令第144条第１項の規定による変更の届出の受理

(34)～(36)　(略)

別表（第２条関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
(略)	
36　改正政令附則第６条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第45条第１項に規定する医薬品の販売業の許可証の書換え交付を受けようとする者	(略)
(略)	
38　改正政令附則第３条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第45条第１項に規定する医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可証の書換え交付を受けようとする者	１件につき 2,200円
39　改正政令附則第３条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第46条第１項に規定する医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可証の再交付	１件につき 3,100円

		を受けようとする者	
38	(略)	(略)	
39	(略)	(略)	
40	(略)	(略)	
41	(略)	(略)	

附　則

この条例は、平成27年４月１日から施行する。ただし、第３条第28号から第33号まで及び別表の改正は、同年５月31日から施行する。

新潟県条例第17号

新潟県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

新潟県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第60号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（第３条－第７条）
第３章　雑則（第８条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第97条第１項から第３項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

第２章　人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

（人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）

第３条　介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、次条から第７条までに定めるものを除くほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによるものとする。

（施設）

第４条　介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）に設けなければならない基準省令第３条第１項各号に掲げる施設は、入所者へのサービスの向上及び従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して施設を整備するよう努めなければならない。

２　介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設に限る。）に設けなければならない基準省令第41条第１項各号に掲げる施設は、入居者へのサービスの向上及び従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して施設を整備するよう努めなければならない。

（非常災害対策）

第５条　介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第６条　介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する基準省令第38条第２項各号（ユニット型介護老人保健施設にあっては、基準省令第50条において読み替えて準用する基準省令第38条第２項各号）に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第７条　介護老人保健施設は、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第３章　雑則

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成27年４月１日から施行する。

新潟県条例第18号

新潟県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

新潟県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第61号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　設備及び運営に関する基準（第３条－第６条）
第３章　雑則（第７条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第１項の規定に基づき、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の６に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

第２章　設備及び運営に関する基準

（設備及び運営に関する基準）

第３条　軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次条から第６条までに定めるものを除くほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによるものとする。

（非常災害対策）

第４条　軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該軽費老人ホームの所在する地域の環境及び入所者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

（記録の整備）

第５条　軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する基準省令第９条第２項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第６条　軽費老人ホームは、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第３章　雑則

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

２　新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
別表（第２条関係）
(1)～(4)　（略）
(5) 福祉保健部関係
<table>
<tr><th>事　務</th><th>市町村</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
別表（第２条関係）
(1)～(4)　（略）
(5) 福祉保健部関係
<table>
<tr><th>事　務</th><th>市町村</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

１の４　社会福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第18号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第２条第２項第３号に規定する軽費老人ホームを経営する事業に係るものに限る。） (1)～(10)　（略）	（略）
（略）	
(6)～(9)　（略）	

１の４　社会福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第61号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第２条第２項第３号に規定する軽費老人ホームを経営する事業に係るものに限る。） (1)～(10)　（略）	（略）
（略）	
(6)～(9)　（略）	

新潟県条例第19号

新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例

新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第62号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条－第３条）
第２章　人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第１節　通則（第４条）
第２節　介護予防訪問入浴介護（第５条－第７条）
第３節　介護予防訪問看護（第８条－第10条）
第４節　介護予防訪問リハビリテーション（第11条－第13条）
第５節　介護予防居宅療養管理指導（第14条・第15条）
第６節　介護予防通所リハビリテーション（第16条－第19条）
第７節　介護予防短期入所生活介護（第20条－第24条）
第８節　介護予防短期入所療養介護（第25条－第29条）
第９節　介護予防特定施設入居者生活介護（第30条－第33条）
第10節　介護予防福祉用具貸与（第34条・第35条）
第11節　特定介護予防福祉用具販売（第36条・第37条）
第３章　雑則（第38条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第54条第１項第２号、法第115条の２第２項第１号（法第115条の11において準用する法第70条の２第４項において準用する場合を含む。）並びに法第115条の４第１項及び第２項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法並びに指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準）

第３条　法第115条の２第２項第１号（法第115条の11において準用する法第70条の２第４項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

第２章　人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第１節　通則

（人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第４条　指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次節から第11節までに定めるものを除くほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによるものとする。

第２節　介護予防訪問入浴介護

（設備及び備品等）

第５条　指定介護予防訪問入浴介護又は基準該当介護予防訪問入浴介護（次条において「指定介護予防訪問入浴介護等」という。）の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等は、利用者へのサービスの向上及び介護予防訪問入浴介護従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。

（記録の整備）

第６条　指定介護予防訪問入浴介護事業者及び基準該当介護予防訪問入浴介護事業者（次条において「指定介護

予防訪問入浴介護事業者等」という。)は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護等の提供に関する基準省令第54条第２項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第７条　指定介護予防訪問入浴介護事業者等は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第３節　介護予防訪問看護

（設備及び備品等）

第８条　指定介護予防訪問看護ステーション又は指定介護予防訪問看護を担当する医療機関に備えなければならない指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等は、利用者へのサービスの向上及び看護師等の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。

（記録の整備）

第９条　指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する基準省令第73条第２項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第10条　指定介護予防訪問看護事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第４節　介護予防訪問リハビリテーション

（設備及び備品等）

第11条　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等は、利用者へのサービスの向上及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。

（記録の整備）

第12条　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する基準省令第83条第２項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第13条　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第５節　介護予防居宅療養管理指導

（記録の整備）

第14条　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する基準省令第92条第２項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第15条　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第６節　介護予防通所リハビリテーション

（設備並びに機械及び器具）

第16条　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具は、利用者へのサービスの向上及び介護予防通所リハビリテーション従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。

（非常災害対策）

第17条　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第18条　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する基準省令第122条第２項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第19条　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第７節　介護予防短期入所生活介護

（設備及び備品等）

第20条　基準省令第132条第３項（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては基準省令第153条第３項、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所にあっては基準省令第183条第１項）に規定する設備及び備品等は、利用者へのサービスの向上及び介護予防短期入所生活介護従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。

（非常災害対策）

第21条　指定介護予防短期入所生活介護事業者及び基準該当介護予防短期入所生活介護事業者（次条及び第23条において「指定介護予防短期入所生活介護事業者等」という。）は、指定介護予防短期入所生活介護事業所又は基準該当介護予防短期入所生活介護事業所（第24条において「指定介護予防短期入所生活介護事業所等」という。）の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第22条　指定介護予防短期入所生活介護事業者等は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に関する基準省令第141条第２項各号（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者にあっては基準省令第159条において読み替えて準用する基準省令第141条第２項各号、基準該当介護予防短期入所生活介護事業者にあっては基準省令第185条において読み替えて準用する基準省令第141条第２項各号）に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第23条　指定介護予防短期入所生活介護事業者等は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

（介護予防短期入所生活介護計画の変更）

第24条　指定介護予防短期入所生活介護事業所等の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成後、当該介護予防短期入所生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該介護予防短期入所生活介護計画の変更を行うものとする。

２　基準省令第144条各号の規定は、前項の介護予防短期入所生活介護計画の変更について準用する。

第８節　介護予防短期入所療養介護

（設備）

第25条　基準省令第188条第１項各号（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、基準省令第205条第１項各号）に掲げる設備は、利用者へのサービスの向上及び介護予防短期入所療養介護従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。

（非常災害対策）

第26条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第27条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する基準省令第194条第２項各号（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者にあっては、基準省令第210条において読み替えて準用する基準省令第194条第２項各号）に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第28条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

（介護予防短期入所療養介護計画の変更）

第29条　指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成後、当該介護予防短期入所療養介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該介護予防短期入所療養介護計画の変更を行うものとする。

２　基準省令第197条各号の規定は、前項の介護予防短期入所療養介護計画の変更について準用する。

第９節　介護予防特定施設入居者生活介護

（設備）

第30条　指定介護予防特定施設の一時介護室（一時的に利用者を移して指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。)、浴室、便所、食堂及び機能訓練室（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所にあっては、居室、浴室、便所及び食堂）の設備は、利用者へのサービスの向上及び介護予防特定施設従業者（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所にあっては、外部サービス利用型介護予防特定施設従業者）の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。

（非常災害対策）

第31条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第32条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する基準省令第244条第２項各号(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者にあっては、基準省令第261条第２項各号）に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第33条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第10節　介護予防福祉用具貸与

（記録の整備）

第34条　指定介護予防福祉用具貸与事業者及び基準該当介護予防福祉用具貸与の事業を行う者(次条において「指定介護予防福祉用具貸与事業者等」という。)は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与又は基準該当介護予防福祉用具貸与の提供に関する基準省令第275条第２項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第35条　指定介護予防福祉用具貸与事業者等は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第11節　特定介護予防福祉用具販売

（記録の整備）

第36条　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する基準省令第288条第２項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第37条　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第３章　雑則

（委任）

第38条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（介護予防訪問介護に関する経過措置）

2　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第５条の規定（整備法附則第１条第３号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第53条第１項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は法第54条第１項第２号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次項に定めるものを除くほか、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第４号）附則第２条第３号及び第４条第３号の規定によりなおその効力を有するものとされた基準省令（以下「旧基準省令」という。）（旧基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによるものとする。

3　旧指定介護予防訪問介護及び旧基準該当介護予防訪問介護の事業の設備及び運営に関する基準については、この条例による改正前の新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（以下「旧条例」という。）第８条第２項、第39条第２項（旧条例第48条において準用する場合を含む。）、第40条（旧条例第48条において準用する場合を含む。）、第46条第２項及び第48条（旧条例第39条第２項及び第40条の規定を準用する部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

（介護予防通所介護に関する経過措置）

4　旧法第53条第１項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は法第54条第１項第２号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次項に定めるものを除くほか、旧基準省令（旧基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによるものとする。

5　旧指定介護予防通所介護及び旧基準該当介護予防通所介護の事業の設備及び運営に関する基準については、旧条例第40条（旧条例第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第101条第４項、第106条（旧条例第117条において準用する場合を含む。）、第108条第２項（旧条例第117条において準用する場合を含む。）、第109条（旧条例第40条の規定を準用する部分に限る。）、第116条第４項及び第117条（旧条例第40条、第106条及び第108条第２項の規定を準用する部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

（新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

6　新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
別表（第２条関係）
(1)～(4)　（略）
(5) 福祉保健部関係
<table>
<tr><th>事　務</th><th>市町村</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>2　介護保険法（以下この項において「法」という。）並びに新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第65号）、新潟県指定介護予防サービス等の事業</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
別表（第２条関係）
(1)～(4)　（略）
(5) 福祉保健部関係
<table>
<tr><th>事　務</th><th>市町村</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>2　介護保険法（以下この項において「法」という。）並びに新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第65号）、新潟県指定介護予防サービス等の事業</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第19号）及び新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成25年新潟県条例第47号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) 法第24条第１項の規定による命令及び質問（居宅サービス、居宅介護支援又は介護予防サービスに関するものに限り、次に掲げるものを除く。次号及び第44号において同じ。）

ア　法第８条第９項に規定する短期入所生活介護（特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の５に規定する特別養護老人ホームをいい、法第８条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うもの又は特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の４に規定する養護老人ホームをいう。）、病院、診療所、法第８条第27項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護若しくは法第８条の２第９項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の６に規定する軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）を除く。）（以下この項において「特別養護老人ホーム等」と総称する。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものにおいて行われるものに限る。）に関するもの

イ・ウ　（略）

エ　法第８条の２第７項に規定する介護予防短期入所生活介護（特別養護老人ホームであっ

の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第62号）及び新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成25年新潟県条例第47号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) 法第24条第１項の規定による命令及び質問（居宅サービス、居宅介護支援又は介護予防サービスに関するものに限り、次に掲げるものを除く。次号及び第44号において同じ。）

ア　法第８条第９項に規定する短期入所生活介護（特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の５に規定する特別養護老人ホームをいい、法第８条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うもの又は特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の４に規定する養護老人ホームをいう。）、病院、診療所、法第８条第27項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護若しくは法第８条の２第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の６に規定する軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）を除く。）（以下この項において「特別養護老人ホーム等」と総称する。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものにおいて行われるものに限る。）に関するもの

イ・ウ　（略）

エ　法第８条の２第９項に規定する介護予防短期入所生活介護（特別養護老人ホームであっ

て、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うもの又は特別養護老人ホーム等に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものにおいて行われるものに限る。)に関するもの オ　法第８条の２第８項に規定する介護予防短期入所療養介護に関するもの カ　法第８条の２第９項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホームに入居している要支援者について行われるものを除く。)に関するもの (2)～(44)　（略）	
（略）	
(6)～(9)　（略）	

て、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うもの又は特別養護老人ホーム等に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものにおいて行われるものに限る。)に関するもの オ　法第８条の２第10項に規定する介護予防短期入所療養介護に関するもの カ　法第８条の２第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホームに入居している要支援者について行われるものを除く。)に関するもの (2)～(44)　（略）	
（略）	
(6)～(9)　（略）	

新潟県条例第20号

新潟県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

新潟県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第63号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　人員、設備及び運営に関する基準（第３条－第７条）
第３章　雑則（第８条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第110条第１項及び第２項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

第２章　人員、設備及び運営に関する基準

（人員、設備及び運営に関する基準）

第３条　指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準は、次条から第７条までに定めるものを除くほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによるものとする。

（構造設備）

第４条　指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院又は診療所に限る。）の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室（ユニット型指定介護療養型医療施設にあっては、ユニット、廊下、機能訓練室及び浴室）の設備は、入院患者へのサービスの向上及び従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して整備するよう努めなければならない。

２　指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。）の病室、廊下、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室（ユニット型指定介護療養型医療施設にあっては、ユニット、廊下、生活機能回復訓練室及び浴室）の設備は、入院患者へのサービスの向上及び従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して整備するよう努めなければならない。

（非常災害対策）

第５条　指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第６条　指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する基準省令第36条第２項各号（ユニット型指定介護療養型医療施設にあっては、基準省令第50条において読み替えて準用する基準省令第36条第２項各号）に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第７条　指定介護療養型医療施設は、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第３章　雑則

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成27年４月１日から施行する。

新潟県条例第21号

新潟県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

新潟県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第64号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条－第３条）
第２章　人員、設備及び運営に関する基準（第４条－第８条）
第３章　雑則（第９条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第86条第１項（法第86条の２第４項において準用する場合を含む。）並びに法第88条第１項及び第２項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営並びに指定介護老人福祉施設の指定に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定介護老人福祉施設の指定に関する基準）

第３条　法第86条第１項（法第86条の２第４項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。）の条例で定める数は、30人以上とする。

第２章　人員、設備及び運営に関する基準

（人員、設備及び運営に関する基準）

第４条　指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、次条から第８条までに定めるものを除くほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによるものとする。

（設備）

第５条　指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。次項において同じ。）の一の居室の定員は、１人とする。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める員数とすることができる。

(1) 入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合　２人

(2) 居室が次に掲げる要件を満たしており、かつ、地域の実情を勘案し、特に必要と認められる場合　２人以上４人以下

ア　間仕切壁、家具等により、この項本文の基準を満たす居室（以下この項において「個室」という。）に準じたプライバシーの確保が図られていること。

イ　個室への転換が容易にできるように設計されていること。

２　指定介護老人福祉施設に設けなければならない基準省令第３条第１項各号に掲げる設備は、入所者へのサービスの向上及び従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して整備するよう努めなければならない。

３　指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設に限る。）に設けなければならない基準省令第40条第１項各号に掲げる設備は、入居者へのサービスの向上及び従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して整備するよう努めなければならない。

（非常災害対策）

第６条　指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の所在する地域の環境及び入所者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第７条　指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する基準省令第37条第２項各号（ユニット型指定介護老人福祉施設にあっては、基準省令第49条において読み替えて準用する基準省令第37条第２項各号）に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第８条　指定介護老人福祉施設は、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団

員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第３章　雑則

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成25年４月１日前から存する指定介護老人福祉施設（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）における第５条第１項の規定の適用については、同項中「１人」とあるのは「４人以下」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

新潟県条例第22号

新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第65号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条－第３条）
第２章　人員、設備及び運営に関する基準
第１節　通則（第４条）
第２節　訪問介護（第５条－第７条）
第３節　訪問入浴介護（第８条－第10条）
第４節　訪問看護（第11条－第14条）
第５節　訪問リハビリテーション（第15条－第18条）
第６節　居宅療養管理指導（第19条・第20条）
第７節　通所介護（第21条－第25条）
第８節　通所リハビリテーション（第26条－第30条）
第９節　短期入所生活介護（第31条－第35条）
第10節　短期入所療養介護（第36条－第40条）
第11節　特定施設入居者生活介護（第41条－第44条）
第12節　福祉用具貸与（第45条・第46条）
第13節　特定福祉用具販売（第47条・第48条）
第３章　雑則（第49条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第42条第１項第２号、法第70条第２項第１号（法第70条の２第４項において準用する場合を含む。）並びに法第74条第１項及び第２項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定居宅サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定居宅サービス事業者の指定に関する基準）

第３条　法第70条第２項第１号（法第70条の２第４項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

第２章　人員、設備及び運営に関する基準

第１節　通則

（人員、設備及び運営に関する基準）

第４条　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次節から第13節までに定めるものを除くほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによるものとする。

第２節　訪問介護

（設備及び備品等）

第５条　指定訪問介護又は基準該当訪問介護（次条において「指定訪問介護等」という。）の提供に必要な設備及び備品等は、利用者へのサービスの向上及び訪問介護員等の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。

（記録の整備）

第６条　指定訪問介護事業者及び基準該当訪問介護事業者（次条において「指定訪問介護事業者等」という。）は、利用者に対する指定訪問介護等の提供に関する基準省令第39条第２項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第７条　指定訪問介護事業者等は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第３節　訪問入浴介護

（設備及び備品等）

第８条　指定訪問入浴介護又は基準該当訪問入浴介護（次条において「指定訪問入浴介護等」という。）の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等は、利用者へのサービスの向上及び訪問入浴介護従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。

（記録の整備）

第９条　指定訪問入浴介護事業者及び基準該当訪問入浴介護の事業を行う者（次条において「指定訪問入浴介護事業者等」という。）は、利用者に対する指定訪問入浴介護等の提供に関する基準省令第53条の２第２項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第10条　指定訪問入浴介護事業者等は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第４節　訪問看護

（設備及び備品等）

第11条　指定訪問看護ステーション又は指定訪問看護を担当する医療機関に備えなければならない指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等は、利用者へのサービスの向上及び看護師等の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。

（訪問看護計画書の変更）

第12条　看護師等は、訪問看護計画書の作成後、当該訪問看護計画書の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問看護計画書の変更を行うものとする。

２　基準省令第69条第４項及び第70条第１項から第６項までの規定は、前項に規定する訪問看護計画書の変更について準用する。

（記録の整備）

第13条　指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する基準省令第73条の２第２項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第14条　指定訪問看護事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第５節　訪問リハビリテーション

（設備及び備品等）

第15条　指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等は、利用者へのサービスの向上及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。

（訪問リハビリテーション計画の変更）

第16条　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成後、当該訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問リハビリテーション計画の変更を行うものとする。

２　基準省令第81条の規定は、前項に規定する訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

（記録の整備）

第17条　指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する基準省令第82条の２第２項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第18条　指定訪問リハビリテーション事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第６節　居宅療養管理指導

（記録の整備）

第19条　指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する基準省令第90条の２第２項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第20条　指定居宅療養管理指導事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第７節　通所介護

（設備及び備品等）

第21条　基準省令第95条第１項（指定療養通所介護事業所にあっては基準省令第105条の７第１項、基準該当通所介護事業所にあっては基準省令第108条第１項）に規定する設備及び備品等は、利用者へのサービスの向上及び通所介護従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。

（通所介護計画等の変更）

第22条　指定通所介護事業所又は基準該当通所介護事業所（次条において「指定通所介護事業所等」という。）の管理者は、通所介護計画（指定療養通所介護事業所の管理者にあっては、療養通所介護計画。以下この条において「通所介護計画等」という。）の作成後、当該通所介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該通所介護計画等の変更を行うものとする。

２　基準省令第99条第１項から第４項までの規定は通所介護計画の変更について、基準省令第105条の12第１項から第５項までの規定は療養通所介護計画の変更について、それぞれ準用する。

（非常災害対策）

第23条　指定通所介護事業者及び基準該当通所介護事業者（次条及び第25条において「指定通所介護事業者等」という。）は、指定通所介護事業所等の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第24条　指定通所介護事業者等は、利用者に対する指定通所介護又は基準該当通所介護の提供に関する基準省令第104条の３第２項各号（指定療養通所介護事業者にあっては、基準省令第105条の18第２項各号）に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第25条　指定通所介護事業者等は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第８節　通所リハビリテーション

（設備並びに機械及び器具）

第26条　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具は、利用者へのサービスの向上及び通所リハビリテーション従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。

（通所リハビリテーション計画の変更）

第27条　医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成後、当該通所リハビリテーション計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該通所リハビリテーション計画の変更を行うものとする。

２　基準省令第115条（第５項を除く。）の規定は、前項に規定する通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

（非常災害対策）

第28条　指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第29条　指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する基準省令第118条の２第２項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第30条　指定通所リハビリテーション事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第９節　短期入所生活介護

（設備及び備品等）

第31条　基準省令第124条第３項（ユニット型指定短期入所生活介護事業所にあっては基準省令第140条の４第３項、基準該当短期入所生活介護事業所にあっては基準省令第140条の30第１項）に規定する設備及び備品等は、利用者へのサービスの向上及び短期入所生活介護従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。

（非常災害対策）

第32条　指定短期入所生活介護事業者及び基準該当短期入所生活介護事業者（第34条及び第35条において「指定短期入所生活介護事業者等」という。）は、指定短期入所生活介護事業所又は基準該当短期入所生活介護事業所（次条において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（短期入所生活介護計画の変更）

第33条　指定短期入所生活介護事業所等の管理者は、短期入所生活介護計画の作成後、当該短期入所生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該短期入所生活介護計画の変更を行うものとする。

２　基準省令第129条の規定は、前項に規定する短期入所生活介護計画の変更について準用する。

（記録の整備）

第34条　指定短期入所生活介護事業者等は、利用者に対する指定短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の提供に関する基準省令第139条の２第２項各号（ユニット型指定短期入所生活介護事業者にあっては、基準省令第140条の13において読み替えて準用する基準省令第139条の２第２項各号）に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第35条　指定短期入所生活介護事業者等は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第10節　短期入所療養介護

（設備）

第36条　基準省令第143条第１項各号（ユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、基準省令第155条の４第１項各号）に規定する設備は、利用者へのサービスの向上及び短期入所療養介護従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。

（非常災害対策）

第37条　指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（短期入所療養介護計画の変更）

第38条　指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成後、当該短期入所療養介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該短期入所療養介護計画の変更を行うものとする。

２　基準省令第147条の規定は、前項に規定する短期入所療養介護計画の変更について準用する。

（記録の整備）

第39条　指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する基準省令第154条の２第２項各号（ユニット型指定短期入所療養介護事業者にあっては、基準省令第155条の12において読み替えて準用する基準省令第154条の２第２項各号）に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第40条　指定短期入所療養介護事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な

行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第11節　特定施設入居者生活介護

（設備）

第41条　指定特定施設の一時介護室（一時的に利用者を移して指定特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。）、浴室、便所、食堂及び機能訓練室（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所にあっては、居室、浴室、便所及び食堂）は、利用者へのサービスの向上及び特定施設従業者（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所にあっては、外部サービス利用型特定施設従業者）の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。

（非常災害対策）

第42条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第43条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する基準省令第191条の３第２項各号（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者にあっては、基準省令第192条の11第２項各号）に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第44条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第12節　福祉用具貸与

（記録の整備）

第45条　指定福祉用具貸与事業者及び基準該当福祉用具貸与の事業を行う者（次条において「指定福祉用具貸与事業者等」という。）は、利用者に対する指定福祉用具貸与又は基準該当福祉用具貸与の提供に関する基準省令第204条の２第２項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第46条　指定福祉用具貸与事業者等は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第13節　特定福祉用具販売

（記録の整備）

第47条　指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する基準省令第215条第２項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第48条　指定特定福祉用具販売事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第３章　雑則

（委任）

第49条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

２　新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
別表（第２条関係）	**別表**（第２条関係）

(1)～(4)　(略)

(5) 福祉保健部関係

事　　務	市町村
(略)	
２　介護保険法（以下この項において「法」という。）並びに新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第22号）、新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第62号）及び新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成25年新潟県条例第47号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(44)　(略)	(略)
(略)	

(6)～(9)　(略)

(1)～(4)　(略)

(5) 福祉保健部関係

事　　務	市町村
(略)	
２　介護保険法（以下この項において「法」という。）並びに新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第65号）、新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第62号）及び新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成25年新潟県条例第47号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(44)　(略)	(略)
(略)	

(6)～(9)　(略)

新潟県条例第23号

新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第66号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　設備及び運営に関する基準（第３条－第７条）
第３章　雑則（第８条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第１項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

第２章　設備及び運営に関する基準

（設備及び運営に関する基準）

第３条　特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次条から第７条までに定めるものを除くほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによるものとする。

（非常災害対策）

第４条　特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該特別養護老人ホームの所在する地域の環境及び入所者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

（記録の整備）

第５条　特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する基準省令第９条第２項各号（ユニット型特別養護老人ホームにあっては基準省令第42条において読み替えて準用する基準省令第９条第２項各号、地域密着型特別養護老人ホームにあっては基準省令第59条において読み替えて準用する基準省令第９条第２項各号、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにあっては基準省令第63条において読み替えて準用する基準省令第９条第２項各号）に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（設備）

第６条　特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。次項において同じ。）の一の居室の定員は、１人とする。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める員数とすることができる。

(1) 入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合　２人

(2) 居室が次に掲げる要件を満たしており、かつ、地域の実情を勘案し、特に必要と認められる場合　２人以上４人以下

ア　間仕切壁、家具等により、この項本文の基準を満たす居室（以下この項において「個室」という。）に準じたプライバシーの確保が図られていること。

イ　個室への転換が容易にできるように設計されていること。

２　特別養護老人ホームに設けなければならない基準省令第11条第３項各号に掲げる設備は、入所者の処遇の向上及び職員の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して整備するよう努めなければならない。

３　特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームに限る。)に設けなければならない基準省令第35条第３項各号に掲げる設備は、入居者へのサービスの向上及び職員の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して整備するよう努めなければならない。

（暴力団等の排除）

第７条　特別養護老人ホームは、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第３章　雑則

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成25年４月１日前から存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）における第６条第１項の規定の適用については、同項中「１人」とあるのは「４人以下」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

（新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

３　新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>
別表（第２条関係）
(1)～(4)　（略）
(5) 福祉保健部関係
<table>
<tr><th>事　　務</th><th>市町村</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>１の７　老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下この項において「法」という。）及び新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（<u>平成27年新潟県条例第23号</u>）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
(1)～(18)　（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
(6)～(9)　（略）
</td><td>
別表（第２条関係）
(1)～(4)　（略）
(5) 福祉保健部関係
<table>
<tr><th>事　　務</th><th>市町村</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>１の７　老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下この項において「法」という。）及び新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（<u>平成24年新潟県条例第66号</u>）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
(1)～(18)　（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
(6)～(9)　（略）
</td></tr>
</table>

新潟県条例第24号

新潟県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

新潟県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第67号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　設備及び運営に関する基準（第３条－第６条）
第３章　雑則（第７条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第１項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

第２章　設備及び運営に関する基準

（設備及び運営に関する基準）

第３条　養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次条から第６条までに定めるものを除くほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによるものとする。

（非常災害対策）

第４条　養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該養護老人ホームの所在する地域の環境及び入所者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

（記録の整備）

第５条　養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する基準省令第９条第２項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第６条　養護老人ホームは、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第３章　雑則

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成27年４月１日から施行する。

新潟県条例第25号

新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例

新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成25年新潟県条例第47号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条－第３条）
第２章　人員及び運営に関する基準（第４条－第６条）
第３章　雑則（第７条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第47条第１項第１号、法第79条第２項第１号（法第79条の２第４項において準用する場合を含む。）並びに法第81条第１項及び第２項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準）

第３条　法第79条第２項第１号（法第79条の２第４項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。

第２章　人員及び運営に関する基準

（人員及び運営に関する基準）

第４条　指定居宅介護支援又は基準該当居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の事業の人員及び運営に関する基準は、次条及び第６条に定めるものを除くほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによるものとする。

（記録の整備）

第５条　指定居宅介護支援事業者及び基準該当居宅介護支援の事業を行う者（以下「指定居宅介護事業者等」という。）は、利用者に対する指定居宅介護支援等の提供に関する基準省令第29条第２項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第６条　指定居宅介護支援事業者等は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第３章　雑則

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

２　新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
別表（第２条関係）
(1)～(4)　（略）
(5)　福祉保健部関係
<table>
<tr><th>事　務</th><th>市町村</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
別表（第２条関係）
(1)～(4)　（略）
(5)　福祉保健部関係
<table>
<tr><th>事　務</th><th>市町村</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

2　介護保険法（以下この項において「法」という。）並びに新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第65号）、新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第62号）及び新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第25号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(44)　（略）	（略）
（略）	

(6)～(9)　（略）

2　介護保険法（以下この項において「法」という。）並びに新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第65号）、新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第62号）及び新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成25年新潟県条例第47号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(44)　（略）	（略）
（略）	

(6)～(9)　（略）

新潟県条例第26号

新潟県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

第１条　新潟県食品衛生法施行条例（平成11年新潟県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び別表の号の細目の表示に下線が引かれた号及び別表の号の細目（以下この条において「移動号等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中号及び別表の号の細目の表示に下線が引かれた号及び別表の号の細目（以下この条において「移動後号等」という。）が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には当該移動号等（以下この条において「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には当該移動後号等（以下この条において「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び別表の号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の細目の表示及び削除号等を除く。以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（食品衛生検査施設の基準） **第２条**　政令第８条第１項に規定する食品衛生検査施設の設備に係る基準は、次のとおりとする。ただし、法第29条の製品検査及び試験に関する事務の一部の実施が他の都道府県若しくは保健所を設置する市若しくは特別区が設置する食品衛生検査施設又は登録検査機関への委託により、緊急時を含めて確保される場合は、当該事務の一部に係る設備については、この限りでない。 (1)・(2)　（略） ２　（略）	（食品衛生検査施設の基準） **第２条**　政令第８条第１項に規定する食品衛生検査施設の設備に係る基準は、次のとおりとする。 (1)・(2)　（略） ２　（略）
（管理運営の基準） **第３条**　法第50条第２項に規定する営業の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準は、次に掲げる基準のいずれかによるものとする。 (1) 危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いて衛生管理を行う場合は別表第１に定める基準 (2) 危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合は別表第１の２に定める基準	（管理運営の基準） **第３条**　法第50条第２項に規定する営業の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準は、別表第１のとおりとする。
別表第１（第３条関係） １　共通基準 (1)～(5)　（略） (6) 食品等の取扱い ア～コ　（略） サ　食品等の製造、加工、処理及び調理に当たっては、次の事項を実施すること。 (ｱ)～(ｴ)　（略） (ｵ) 原材料として使用していないアレルゲン（食品表示法（平成25年法律第70号）	**別表第１**（第３条関係） １　共通基準 (1)～(5)　（略） (6) 食品等の取扱い ア～コ　（略） サ　食品等の製造、加工、処理及び調理に当たっては、次の事項を実施すること。 (ｱ)～(ｴ)　（略） (ｵ) 原材料として使用していない特定原材料（食品衛生法第19条第１項の規定に基

第４条第１項の規定に基づく基準に定めるアレルゲンをいう。)が混入しないよう措置を講ずること。	づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第１条第２項第７号に規定する特定原材料をいう。)に由来するアレルギー物質が混入しないよう措置を講ずること。
シ　(略)	シ　(略)
	ス　製品の出荷及び販売に際しては、法の基準に従い表示事項を点検すること。
ス　(略)	セ　(略)
(7)～(14)　(略)	(7)～(14)　(略)
２　(略)	２　(略)
別表第２（第４条関係）	**別表第２**（第４条関係）
１　共通基準	１　共通基準
(1)・(2)　(略)	(1)・(2)　(略)
(3) 給水及び廃棄物処理	(3) 給水及び廃棄物処理
ア　施設には、水道水又はこれと同等の水質の水を豊富に供給できる設備があること。なお、水道水以外の水を使用する場合には、消毒装置があること。	ア　施設には、水道水又はこれと同等の水質の水を豊富に供給できる設備があること。なお、水道水以外の水を使用する場合には、殺菌装置があること。
イ～エ　(略)	イ～エ　(略)
２　(略)	２　(略)

第２条　新潟県食品衛生法施行条例の一部を次のように改正する。

別表第１を削り、附則の次に別表として次の２表を加える。

別表第１（第３条関係）

危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の基準

１　共通基準

(1) 一般的衛生事項

ア　日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。

イ　施設（食品及び添加物（以下「食品等」という。)、器具並びに容器包装を取り扱う場所（製造、加工、処理、調理、保管、販売等を行う場所をいう。以下「食品取扱場」という。)、客室、更衣室、休憩室、機械室、倉庫、廊下、便所等をいう。)並びに機械類及び器具類の清掃、洗浄及び消毒又は殺菌の方法を定めること。また、その手順書の作成に努めること。

ウ　イに定める清掃、洗浄及び消毒又は殺菌の方法が適切かつ有効であるか評価すること。

(2) 施設の管理

ア　施設及びその周辺は、毎日整理し、清掃し、衛生的に保持すること。

イ　施設の排水がよく行われるよう排水溝の清掃及び補修を行うこと。

ウ　食品取扱場には、不用な物品を置かないこと。

エ　食品取扱場の換気を十分に行うこと。

オ　窓及び出入口は、開放しないこと。やむを得ず開放する場合には、ほこり、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。

カ　便所は、常に清潔にし、定期的に殺虫及び消毒を行うこと。

キ　製造、加工、処理又は調理を行う場所には、犬、猫等の動物を入れないこと。

ク　製造、加工、処理又は調理を行う場所には、従事者以外の者を立ち入らせないこと。ただし、従事者以外の者が立ち入ることにより食品等に衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

ケ　手洗い設備の洗剤及び消毒剤等は、常に使用できる状態にしておくこと。

コ　清掃用具は、洗浄し、及び乾燥させて専用の場所に保管すること。

サ　施設においておう吐があった場合には、直ちに消毒剤等を用いて適切に消毒すること。

(3) 食品等及び容器包装の取扱設備の管理

ア　機械類及び器具類は、常に清潔に保つこと。

イ　機械類及び器具類は、その使用区分に応じて使用すること。

ウ　機械類及び器具類は、常に点検し、故障、破損等があるときは、速やかに補修し、整備しておくこと。

エ　機械類及び器具類の洗浄に洗剤を使用する場合は、適正な洗剤を適正な方法で使用すること。

オ　洗剤、消毒剤その他化学物質については、使用、保管等の取扱いに十分注意するとともに、容器に内容物の名称を表示する等適切な管理を行い食品への混入を防止すること。

カ　機械類及び器具類は、所定の場所に衛生的に保管すること。

キ　温度計、圧力計、流量計等の計器類及び殺菌又は浄水に用いる装置等について、その機能を定期的に点検し、及び整備すること。また、その結果を記録するよう努めること。

ク　冷蔵、冷凍、加温及び加熱殺菌の温度は、常に適正に管理すること。

ケ　冷凍設備及び冷蔵設備にあっては、除霜を適正に行うこと。

コ　ふきん、包丁、まな板等は、熱湯、蒸気、消毒剤等で消毒又は殺菌を行い、乾燥させること。特に、食品に直接触れる包丁、まな板等については、汚染の都度又は作業終了後に洗浄及び消毒又は殺菌を十分に行うこと。

サ　洗浄設備は、常に清潔に保つこと。

(4) ねずみ、昆虫等の対策

ア　施設及びその周囲は、ねずみ、昆虫等の繁殖場所を排除するとともに、ねずみ、昆虫等の施設内への侵入を防止するため適切な措置を行うこと。

イ　施設のねずみ、昆虫等の生息状況等について定期的に調査し、当該調査の結果に基づき、適切な方法により防除作業を実施し、その記録を１年間保存すること。また、ねずみ、昆虫等の発生を認めたときは、食品に影響を及ぼさないように直ちに駆除すること。

ウ　殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、食品等、器具及び容器包装を汚染しないようその取扱いに十分注意するとともに適正なものを適正な方法で使用すること。

エ　食品等、器具及び容器包装は、ねずみ、昆虫等による汚染防止のため、適切な汚染防止措置を講じた上で、保管すること。

(5) 給水及び廃棄物処理

ア　食品取扱場で使用する水は、法第11条第１項の規定に基づく規格基準に定める食品製造用水（以下「食品製造用水」という。）であること。ただし、食品製造用水以外の水を使用しても衛生上支障がないと認められる用途で使用する場合は、この限りでない。

イ　水道水以外の水を使用する場合は、年１回以上の水質検査を行い、その記録を１年間（取り扱う食品等の賞味期限を考慮した流通期間が１年以上の場合には、当該期間）保存すること。ただし、水源等が汚染されたおそれがある場合には、その都度、水質検査を行うこと。

ウ　水道水以外の水を使用する場合は、常に汚染防止の措置を行い、消毒装置の作動及び薬剤等の使用量を確認し、その点検状況を記録しておくこと。

エ　貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保ち、年１回以上水質検査を実施し、その状況を記録しておくこと。

オ　水質検査の結果、食品製造用水に該当しない場合は、直ちにその水の使用を中止し、保健所長の指

示を受け、適切な措置を講ずること。

カ　廃棄物の保管及びその廃棄の方法を定めること。また、その手順書の作成に努めること。

キ　廃棄物の保管に用いる容器は、他の容器と明確に区別すること。また、廃棄物の保管に用いる容器は、汚液及び汚臭が漏れないよう常に清潔にしておくこと。

ク　廃棄物は、食品等、器具及び容器包装に衛生上支障がないよう適切に保管すること。

ケ　廃棄物及び排水の処理は、適正に行うこと。

(6) 食品衛生責任者

ア　許可営業者（法第48条第１項に規定する営業者及び臨時的に施設を設け１月以内の営業を営む許可営業者を除く。以下この号及び別表第１の２の１の項第６号において同じ。)は、施設（部門のある施設にあっては部門）ごとに当該従事者のうちから食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。)を定めること。

イ　許可営業者は、食品衛生責任者を定めたとき又は変更したときは、食品衛生責任者の住所及び氏名並びに担当する施設若しくは部門における業務内容を速やかに保健所長に届け出ること。

ウ　許可営業者は、食品衛生責任者の氏名を食品取扱場の見やすい場所に掲示しておくこと。

エ　食品衛生責任者は、許可営業者の指示に従い、食品衛生の管理運営に当たること。

オ　食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生防止のため、施設の衛生管理の方法や食品衛生に関する事項について必要な注意を行うとともに許可営業者に対し必要な意見を述べること。

カ　許可営業者は、オの規定による食品衛生責任者の意見を尊重すること。

(7) 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班の編成

法第48条の規定に基づく食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。

(8) 製品説明書及び作業工程一覧図の作成

ア　製品について、原材料等の組成、物理的・化学的性質（水分活性、ｐＨ等)、殺菌・静菌処理（加熱処理、凍結、加塩、くん煙等)、包装、保存性、保管条件及び流通方法等の安全性に関する必要な事項を記載した製品説明書を作成すること。また、製品説明書には想定する使用方法や消費者層等を記述すること。

イ　製品の全ての作業工程が記載された作業工程一覧図を作成すること。

ウ　作業工程一覧図について、実際の作業工程及び施設設備の配置に照らし合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合には、作業工程一覧図の修正を行うこと。

(9) 食品等の取扱い

次の方法により食品の作業工程における全ての潜在的な危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。

ア　作業工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質のリスト（以下「危害要因リスト」という。)を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及び前号アの製品の特性等を考慮し、各作業工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。

イ　アで特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、危害が発生するおそれのある工程ごとに、当該食品衛生上の危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。)を検討し、危害要因リストに記載すること。

ウ　危害要因リストにおいて特定された危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、作業工程のうち、当該工程に係る管理措置の実施状況の連続的又は相当の頻度の確認（以下「モニタリング」という。)を必要とするもの（以下「重要管理点」という。)を設定するとともに、重要管理点を設定しない場合には、その理由を記載した文書を作成すること。また、同一の危害の原因となる物質を

管理するための重要管理点は、複数存在する可能性があることに配慮すること。なお、重要管理点の設定に当たっては、設定しようとする重要管理点における管理措置が、危害の原因となる物質を十分に管理できない場合は、当該重要管理点又はその前後の工程において適切な管理措置が設定できるよう、製品又は作業工程を見直すこと。

エ　個々の重要管理点について、危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減又は排除するための基準（以下「管理基準」という。)を設定すること。管理基準は、危害の原因となる物質に係る許容の可否を判断する基準であり、温度、時間、水分含量、ｐＨ、水分活性、有効塩素等のほか、測定できる指標又は外観及び食感のような官能的指標であること。

オ　管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない作業工程を経た製品の出荷を防止するためのモニタリングの方法を設定し、十分な頻度で実施すること。また、モニタリングの方法に関する全ての記録は、モニタリングを実施した担当者及び責任者による署名を行うこと。

カ　モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置（以下「改善措置」という。)を、重要管理点において設定し、適切に実施すること。また、改善措置には、管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含むこと。

キ　製品の危害分析・重要管理点方式につき、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するための検証（以下この号及び第11号において「検証」という。)の方法を設定し、十分な頻度で検証を行うこと。

(10)　管理運営要領

ア　この基準に基づき、施設の管理及び食品等、器具及び容器包装の取扱いに係る具体的な衛生上の管理運営要領を作成し、従事者に周知徹底させること。

イ　定期的に製品検査、ふき取り検査等を実施し、施設の衛生状態を確認することにより、アの規定により作成した管理運営要領の効果を検証し、必要に応じてその内容を見直すこと。

(11)　文書及び記録の作成及び保存

ア　第９号ア及びイの危害分析並びに重要管理点、管理基準、モニタリングの方法、改善措置及び検証の方法の設定について文書を作成し、保存すること。

イ　実施したモニタリング、改善措置及び検証について記録を作成し、保存すること。

ウ　食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品等、器具及び容器包装に係る製造、加工、処理、調理、保管、販売等の状態、仕入元、出荷先、販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。

エ　アからウまでに規定する文書及び記録の保存期間は、取り扱う食品等、器具及び容器包装の流通実態等に応じて設定すること。

オ　食品衛生上の危害の発生を防止するため、保健所長から要請があった場合には、アからウまでに規定する文書及び記録を提出すること。

(12)　食品等、器具及び容器包装の回収、廃棄等

ア　健康被害を未然に防止する観点から、食品等、器具及び容器包装に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、問題となった食品等、器具及び容器包装を回収するための責任体制、具体的な回収の方法、保健所長への報告の手順等を定めること。

イ　食品等、器具及び容器包装に起因する食品衛生上の問題が発生した場合は、迅速に回収等の措置を実施し、回収された食品等、器具及び容器包装は、他の食品等、器具及び容器包装と明確に区別して保管し、必要に応じて保健所長の指示に従い、適切に廃棄等の措置を講ずること。

ウ　食品等及び容器包装の回収等を行う際は、消費者への注意喚起等のために、必要に応じて、当該回収等に関して公表すること。

(13)　情報の提供

ア　消費者に対し、食品等、器具及び容器包装についての安全性に関する情報提供に努めること。

イ　自ら製造し、輸入し、若しくは加工した食品等、器具及び容器包装に起因する若しくは起因する疑いがあると医師により診断された健康被害に関する消費者からの情報を得た場合又は自ら製造し、輸入し、若しくは加工した食品等、器具及び容器包装が法の規定に適合していない事実を知った場合は、速やかに保健所長に報告すること。

ウ　消費者等から、自ら製造し、輸入し、若しくは加工した食品等、器具及び容器包装に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であって、健康被害につながる恐れが否定できないものを受けた場合は、速やかに保健所長に報告すること。

(14)　従事者の衛生管理

ア　常に従事者の健康状態に留意し、従事者が飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかかったとき、その疾病にかかっていることが疑われる症状を有するとき、又はその疾病の病原体を保有していることが判明したときは、営業者は、その旨を従事者から報告させ、医師の診断を受けさせるよう努めること。

イ　保健所長から検便を受けるべき旨の指示があった場合は、従事者に検便を受けさせなければならないこと。

ウ　従事者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第１項に規定する感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、同条第２項に基づき、食品等に直接接触する作業に従事させないこと。

エ　従事者には、食品取扱場内で清潔な外衣、帽子等を着用させ、清潔な履物を用いさせ、必要に応じてマスク又は手袋を着用させること。また、製造、加工、処理又は調理を行う際は、従事者は、指輪、腕時計その他の手指の洗浄及び消毒の妨げとなるものを身に付けないこと。

オ　従事者には、食品等及び容器包装への異物混入の原因となり得るものを食品取扱場内に持ち込ませないこと。

カ　従事者には、つめを短く切らせ、作業前、用便後及び生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後は、十分に手指の洗浄及び消毒を行わせ、使い捨て手袋を使用する場合には交換させること。また、洗浄及び消毒後は、適切な方法で乾燥させること。

キ　従事者には、食品取扱場内で着替え、喫煙、放たん等をさせないこと。また、食品等を取り扱う作業中に、手若しくは食品等を取り扱う器具で髪、鼻、口若しくは耳に触れさせ、又は覆いのない食品等の上でくしゃみ若しくはせきをさせないこと。

(15)　従事者の衛生教育

ア　許可営業者は、従事者由来の食中毒病因微生物による食品の汚染が防止され、及び製造、加工、処理、調理、保管、販売等が衛生的に行われるよう従事者の衛生教育を実施すること。また、その結果を記録するよう努めること。

イ　許可営業者は、食品衛生責任者の衛生知識の向上を図るため、規則で定めるところにより、食品衛生責任者（食品衛生に関する知識を有する者として規則で定める者を除く。）に食品衛生に関する講習会を受講させること。

(16)　食品等、器具及び容器包装の運搬

ア　食品等、器具及び容器包装を運搬する車両、コンテナ等は、食品等、器具及び容器包装を汚染せず、容易に洗浄及び消毒できる構造のものを使用し、当該車両、コンテナ等は常に清潔にし、必要に応じて補修及び消毒を行うこと。

イ　食品等、器具及び容器包装とこれら以外の貨物を混載する場合には、これら以外の貨物からの汚染

を防止するため、食品等、器具及び容器包装を適切な容器に入れる等これら以外の貨物と区分けすること。

ウ　運搬中の食品等、器具及び容器包装は、ほこり、排気ガス等に汚染されないよう管理すること。

エ　品目が異なる食品又は食品以外の貨物の運搬に使用した車両、コンテナ等を使用する場合は、効果的な方法により洗浄し、必要に応じて消毒を行うこと。

オ　生乳、食用油脂等の食品及び添加物を未包装で輸送する場合は、必要に応じて、食品又は添加物専用の車両又はコンテナを使用すること。その場合は、当該車両又はコンテナに食品又は添加物専用であることを明示するよう努めること。

カ　食品等の運搬は、温度、湿度及び時間の管理並びに衛生的な運搬方法に留意して行うこと。

２　特定基準

(1) 調理営業（飲食店営業及び喫茶店営業をいう。別表第１の２の２の項第１号において同じ。）

ア　調理は、調理室内で衛生的に行うこと。

イ　まな板、包丁、保管容器等は、それぞれの使用区分に従って使用すること。

ウ　１回100食以上の同一献立の折詰、弁当等を調製する場合及び集団給食（法第62条第３項に規定する施設における給食をいう。別表第１の２の２の項第１号において同じ。）をする場合は、検食を保存すること。

エ　客用おしぼりは、洗浄され、及び消毒された衛生的なものであること。

(2) 製造業（菓子製造業、あん類製造業、アイスクリーム類製造業、乳製品製造業、食肉製品製造業、魚肉ねり製品製造業、清涼飲料水製造業、乳酸菌飲料製造業、氷雪製造業、食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業、みそ製造業、醤（しょう）油製造業、ソース類製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、めん類製造業、そうざい製造業、缶詰又は瓶詰食品製造業及び添加物製造業をいう。別表第１の２の２の項第２号において同じ。）

ア　タンク、パイプ等のピンホール、き裂その他の損傷の有無を定期的に点検すること。

イ　機械類及び器具類で分解可能なものは、分解して洗浄、殺菌等を行うこと。

ウ　機械類及び器具類で分解できないものは、内面の洗浄、殺菌等については、洗浄剤及び消毒剤と接触しない部分ができないよう適正に行うこと。

エ　製造又は加工が自動的に行われる工程については、制御装置が正確に作動していることを常に確認すること。

(3) 処理業（乳処理業、特別牛乳搾取処理業、集乳業、食肉処理業、食品の冷凍又は冷蔵業及び食品の放射線照射業をいう。別表第１の２の２の項第３号において同じ。）

ア　乳の処理及び保存は、法の基準に従い、適正に行うこと。

イ　乳に直接接触する缶、ポンプ、タンク等の器具は、作業終了後直ちに分解し、損傷の有無を点検し、洗浄し、及び熱湯、蒸気、消毒剤等で殺菌すること。ただし、定置洗浄装置による部分はこの限りでない。

ウ　食品の放射線照射業にあっては、１日１回以上化学線量計を用いて線量を確認し、その結果の記録を２年間保存すること。

エ　処理が自動的に行われる工程については、制御装置が正確に作動していることを常に確認すること。

(4) 販売業（乳類販売業、食肉販売業、魚介類販売業、魚介類せり売営業及び氷雪販売業をいう。別表第１の２の２の項第４号において同じ。）

ア　空瓶、空箱等は、専用の場所に保管すること。

イ　食品の保存は、法の基準に従い、適正に行うこと。

ウ　生食用魚介類を調理する場合は、専用のまな板、包丁等を使用すること。

エ　食肉用のまな板、包丁等は専用とし、加工食品の細断に使用しないこと。

別表第１の２（第３条関係）

危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の基準

1　共通基準

(1) 一般的衛生事項

ア　日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。

イ　施設（食品取扱場、客室、更衣室、休憩室、機械室、倉庫、廊下、便所等をいう。)並びに機械類及び器具類の清掃、洗浄及び消毒又は殺菌の方法を定めること。また、その手順書の作成に努めること。

ウ　イに定める清掃、洗浄及び消毒又は殺菌の方法が適切かつ有効であるか評価すること。

(2) 施設の管理

ア　施設及びその周辺は、毎日整理し、清掃し、衛生的に保持すること。

イ　施設の排水がよく行われるよう排水溝の清掃及び補修を行うこと。

ウ　食品取扱場には、不用な物品を置かないこと。

エ　食品取扱場の換気を十分に行うこと。

オ　窓及び出入口は、開放しないこと。やむを得ず開放する場合には、ほこり、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。

カ　便所は、常に清潔にし、定期的に殺虫及び消毒を行うこと。

キ　製造、加工、処理又は調理を行う場所には、犬、猫等の動物を入れないこと。

ク　製造、加工、処理又は調理を行う場所には、従事者以外の者を立ち入らせないこと。ただし、従事者以外の者が立ち入ることにより食品等に衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

ケ　手洗い設備の洗剤及び消毒剤等は、常に使用できる状態にしておくこと。

コ　清掃用具は、洗浄し、及び乾燥させて専用の場所に保管すること。

サ　施設においておう吐があった場合には、直ちに消毒剤等を用いて適切に消毒すること。

(3) 食品等及び容器包装の取扱設備の管理

ア　機械類及び器具類は、常に清潔に保つこと。

イ　機械類及び器具類は、その使用区分に応じて使用すること。

ウ　機械類及び器具類は、常に点検し、故障、破損等があるときは、速やかに補修し、整備しておくこと。

エ　機械類及び器具類の洗浄に洗剤を使用する場合は、適正な洗剤を適正な方法で使用すること。

オ　洗剤、消毒剤その他化学物質については、使用、保管等の取扱いに十分注意するとともに、容器に内容物の名称を表示する等適切な管理を行い食品への混入を防止すること。

カ　機械類及び器具類は、所定の場所に衛生的に保管すること。

キ　温度計、圧力計、流量計等の計器類及び殺菌又は浄水に用いる装置等について、その機能を定期的に点検し、及び整備すること。また、その結果を記録するよう努めること。

ク　冷蔵、冷凍、加温及び加熱殺菌の温度は、常に適正に管理すること。

ケ　冷凍設備及び冷蔵設備にあっては、除霜を適正に行うこと。

コ　ふきん、包丁、まな板等は、熱湯、蒸気、消毒剤等で消毒又は殺菌を行い、乾燥させること。特に、食品に直接触れる包丁、まな板等については、汚染の都度又は作業終了後に洗浄及び消毒又は殺菌を十分に行うこと。

サ　洗浄設備は、常に清潔に保つこと。

(4) ねずみ、昆虫等の対策

ア　施設及びその周囲は、ねずみ、昆虫等の繁殖場所を排除するとともに、ねずみ、昆虫等の施設内へ

の侵入を防止するため適切な措置を行うこと。

イ　施設のねずみ、昆虫等の生息状況等について定期的に調査し、当該調査の結果に基づき、適切な方法により防除作業を実施し、その記録を１年間保存すること。また、ねずみ、昆虫等の発生を認めたときは、食品に影響を及ぼさないように直ちに駆除すること。

ウ　殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、食品等、器具及び容器包装を汚染しないようその取扱いに十分注意するとともに適正なものを適正な方法で使用すること。

エ　食品等、器具及び容器包装は、ねずみ、昆虫等による汚染防止のため、適切な汚染防止措置を講じた上で、保管すること。

(5) 給水及び廃棄物処理

ア　食品取扱場で使用する水は、食品製造用水であること。ただし、食品製造用水以外の水を使用しても衛生上支障がないと認められる用途で使用する場合は、この限りでない。

イ　水道水以外の水を使用する場合は、年１回以上の水質検査を行い、その記録を１年間（取り扱う食品等の賞味期限を考慮した流通期間が１年以上の場合には、当該期間）保存すること。ただし、水源等が汚染されたおそれがある場合には、その都度、水質検査を行うこと。

ウ　水道水以外の水を使用する場合は、常に汚染防止の措置を行い、消毒装置の作動及び薬剤等の使用量を確認し、その点検状況を記録しておくこと。

エ　貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保ち、年１回以上水質検査を実施し、その状況を記録しておくこと。

オ　水質検査の結果、食品製造用水に該当しない場合は、直ちにその水の使用を中止し、保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。

カ　廃棄物の保管及びその廃棄の方法を定めること。また、その手順書の作成に努めること。

キ　廃棄物の保管に用いる容器は、他の容器と明確に区別すること。また、廃棄物の保管に用いる容器は、汚液及び汚臭が漏れないよう常に清潔にしておくこと。

ク　廃棄物は、食品等、器具及び容器包装に衛生上支障がないよう適切に保管すること。

ケ　廃棄物及び排水の処理は、適正に行うこと。

(6) 食品衛生責任者

ア　許可営業者は、施設（部門のある施設にあっては部門）ごとに当該従事者のうちから食品衛生責任者を定めること。

イ　許可営業者は、食品衛生責任者を定めたとき又は変更したときは、食品衛生責任者の住所及び氏名並びに担当する施設若しくは部門における業務内容を速やかに保健所長に届け出ること。

ウ　許可営業者は、食品衛生責任者の氏名を食品取扱場の見やすい場所に掲示しておくこと。

エ　食品衛生責任者は、許可営業者の指示に従い、食品衛生の管理運営に当たること。

オ　食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生防止のため、施設の衛生管理の方法や食品衛生に関する事項について必要な注意を行うとともに許可営業者に対し必要な意見を述べること。

カ　許可営業者は、オの規定による食品衛生責任者の意見を尊重すること。

(7) 食品等の取扱い

ア　食品等の製造、加工、処理、調理、保管、販売等を行う量は、衛生的に取り扱うことのできる量とすること。

イ　原材料、製品等の仕入れに当たっては、適切な管理が行われたものを仕入れ、品質、鮮度、表示等について点検すること。また、その結果を記録するよう努めること。

ウ　原材料として使用する食品は、適切なものを選択し、必要に応じて前処理を行った後、加工に供すること。

エ　冷凍された原材料、製品等の解凍は、専用の場所又は容器で衛生的な方法により行うこと。

オ　原材料、製品等は、冷蔵保存する等衛生的に管理すること。また、冷蔵庫内では、相互汚染が生じない方法で保存すること。

カ　添加物を使用する場合は、正確にひょう量し、均質に混和させること。また、その使用状況を記録し、１年間（当該添加物を使用した食品等の賞味期限を考慮した流通期間が１年以上の場合には、当該期間）保存すること。

キ　食品の取扱いにおける温度及び時間の管理は、当該食品の特性、消費期限又は賞味期限、製造加工の方法、保存方法、包装形態、使用方法等に応じて適切に行うこと。

ク　食品間の相互汚染を防止するため、次の事項に配慮すること。

(ｱ) 未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。

(ｲ) 食肉等の未加熱食品を取り扱った設備及び器具は、別の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び殺菌を行うこと。

ケ　保管した原材料の使用に当たっては、使用期限等に応じ適切に使用されるよう管理すること。

コ　容器包装は、食品等を汚染及び損傷から保護し、適切な表示が行えるものを使用すること。また、再使用が可能な容器包装は、洗浄及び殺菌が容易なものを用いること。

サ　食品等の製造、加工、処理及び調理に当たっては、次の事項を実施すること。

(ｱ) 原材料及び製品への異物の混入防止のための措置を講じ、必要に応じて検査すること。

(ｲ) 原材料、製品及び容器包装をロットごとに管理し、記録に努めること。

(ｳ) 製品の特性、製造及び加工の手順、原材料等について記載した製品ごとの説明書の作成及び保存に努めること。

(ｴ) 食肉等を取り扱う場合は、異物の混入がないかを確認すること。また、異物が認められた場合には、汚染の可能性がある部分を廃棄すること。

(ｵ) 原材料として使用していないアレルゲン（食品表示法（平成25年法律第70号）第４条第１項の規定に基づく基準に定めるアレルゲンをいう。)が混入しないよう措置を講ずること。

シ　食品等の製造、加工、処理又は調理をする者は、その製品及び原材料について定期的に規格基準等の検査を行い、その記録を１年間（食品等の賞味期限を考慮した流通期間が１年以上の場合には、当該期間）保存すること。

ス　食用に供することができなくなった食品等は、使用され、出荷され、又は販売されることのないよう速やかに処理すること。

(8) 管理運営要領

ア　この基準に基づき、施設の管理及び食品等、器具及び容器包装の取扱いに係る具体的な衛生上の管理運営要領を作成し、従事者に周知徹底させること。

イ　定期的に製品検査、ふき取り検査等を実施し、施設の衛生状態を確認することにより、アの規定により作成した管理運営要領の効果を検証し、必要に応じてその内容を見直すこと。

(9) 記録の作成及び保存

ア　食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品等、器具及び容器包装に係る製造、加工、処理、調理、保管、販売等の状態、仕入元、出荷先、販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。

イ　アに規定する記録の保存期間は、取り扱う食品等、器具及び容器包装の流通実態等に応じて設定すること。

ウ　食品衛生上の危害の発生を防止するため、保健所長から要請があった場合には、アに規定する記録を提出すること。

(10)　食品等、器具及び容器包装の回収、廃棄等

ア　健康被害を未然に防止する観点から、食品等、器具及び容器包装に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、問題となった食品等、器具及び容器包装を回収するための責任体制、具体的な回収の方法、保健所長への報告の手順等を定めること。

イ　食品等、器具及び容器包装に起因する食品衛生上の問題が発生した場合は、迅速に回収等の措置を実施し、回収された食品等、器具及び容器包装は、他の食品等、器具及び容器包装と明確に区別して保管し、必要に応じて保健所長の指示に従い、適切に廃棄等の措置を講ずること。

ウ　食品等及び容器包装の回収等を行う際は、消費者への注意喚起等のために、必要に応じて、当該回収等に関して公表すること。

(11)　情報の提供

ア　消費者に対し、食品等、器具及び容器包装についての安全性に関する情報提供に努めること。

イ　自ら製造し、輸入し、若しくは加工した食品等、器具及び容器包装に起因する若しくは起因する疑いがあると医師により診断された健康被害に関する消費者からの情報を得た場合又は自ら製造し、輸入し、若しくは加工した食品等、器具及び容器包装が法の規定に適合していない事実を知った場合は、速やかに保健所長に報告すること。

ウ　消費者等から、自ら製造し、輸入し、若しくは加工した食品等、器具及び容器包装に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であって、健康被害につながる恐れが否定できないものを受けた場合は、速やかに保健所長に報告すること。

(12)　従事者の衛生管理

ア　常に従事者の健康状態に留意し、従事者が飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかかったとき、その疾病にかかっていることが疑われる症状を有するとき、又はその疾病の病原体を保有していることが判明したときは、営業者は、その旨を従事者から報告させ、医師の診断を受けさせるよう努めること。

イ　保健所長から検便を受けるべき旨の指示があった場合は、従事者に検便を受けさせなければならないこと。

ウ　従事者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第１項に規定する感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、同条第２項に基づき、食品等に直接接触する作業に従事させないこと。

エ　従事者には、食品取扱場内で清潔な外衣、帽子等を着用させ、清潔な履物を用いさせ、必要に応じてマスク又は手袋を着用させること。また、製造、加工、処理又は調理を行う際は、従事者は、指輪、腕時計その他の手指の洗浄及び消毒の妨げとなるものを身に付けないこと。

オ　従事者には、食品等及び容器包装への異物混入の原因となり得るものを食品取扱場内に持ち込ませないこと。

カ　従事者には、つめを短く切らせ、作業前、用便後及び生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後は、十分に手指の洗浄及び消毒を行わせ、使い捨て手袋を使用する場合には交換させること。また、洗浄及び消毒後は、適切な方法で乾燥させること。

キ　従事者には、食品取扱場内で着替え、喫煙、放たん等をさせないこと。また、食品等を取り扱う作業中に、手若しくは食品等を取り扱う器具で髪、鼻、口若しくは耳に触れさせ、又は覆いのない食品等の上でくしゃみ若しくはせきをさせないこと。

(13)　従事者の衛生教育

ア　許可営業者は、従事者由来の食中毒病因微生物による食品の汚染が防止され、及び製造、加工、処理、調理、保管、販売等が衛生的に行われるよう従事者の衛生教育を実施すること。また、その結果

を記録するよう努めること。

イ　許可営業者は、食品衛生責任者の衛生知識の向上を図るため、規則で定めるところにより、食品衛生責任者（食品衛生に関する知識を有する者として規則で定める者を除く。)に食品衛生に関する講習会を受講させること。

(14)　食品等、器具及び容器包装の運搬

ア　食品等、器具及び容器包装を運搬する車両、コンテナ等は、食品等、器具及び容器包装を汚染せず、容易に洗浄及び消毒できる構造のものを使用し、当該車両、コンテナ等は常に清潔にし、必要に応じて補修及び消毒を行うこと。

イ　食品等、器具及び容器包装とこれら以外の貨物を混載する場合には、これら以外の貨物からの汚染を防止するため、食品等、器具及び容器包装を適切な容器に入れる等これら以外の貨物と区分けすること。

ウ　運搬中の食品等、器具及び容器包装は、ほこり、排気ガス等に汚染されないよう管理すること。

エ　品目が異なる食品又は食品以外の貨物の運搬に使用した車両、コンテナ等を使用する場合は、効果的な方法により洗浄し、必要に応じて消毒を行うこと。

オ　生乳、食用油脂等の食品及び添加物を未包装で輸送する場合は、必要に応じて、食品又は添加物専用の車両又はコンテナを使用すること。その場合は、当該車両又はコンテナに食品又は添加物専用であることを明示するよう努めること。

カ　食品等の運搬は、温度、湿度及び時間の管理並びに衛生的な運搬方法に留意して行うこと。

２　特定基準

(1) 調理営業

ア　調理は、調理室内で衛生的に行うこと。

イ　まな板、包丁、保管容器等は、それぞれの使用区分に従って使用すること。

ウ　調理食品は、そのまま放置せず、蓋付容器等に納めること又は戸棚、冷蔵庫等に入れること。

エ　折詰、弁当等を調製する場合は、十分に放冷したのち詰め合わせること。

オ　１回100食以上の同一献立の折詰、弁当等を調製する場合及び集団給食をする場合は、検食を保存すること。

カ　原材料の洗浄に洗剤を使用する場合は、適正な濃度で使用し、浸せき、水すすぎ等を適正に行うこと。

キ　客用おしぼりは、洗浄され、及び消毒された衛生的なものであること。

(2) 製造業

ア　タンク、パイプ等のピンホール、き裂その他の損傷の有無を定期的に点検すること。

イ　機械類及び器具類で分解可能なものは、分解して洗浄、殺菌等を行うこと。

ウ　機械類及び器具類で分解できないものは、内面の洗浄、殺菌等については、洗浄剤及び消毒剤と接触しない部分ができないよう適正に行うこと。

エ　製造又は加工が自動的に行われる工程については、制御装置が正確に作動していることを常に確認すること。

オ　ブライン等の冷媒剤、熱交換剤等が食品に混入しないよう適正に管理すること。

カ　機械類及び器具類で注油を必要とするものにあっては､機械油が食品に混入しないように行うこと。

キ　原材料の選別を厳重に行い、異物の混入を防止すること。

ク　製品をスライスし、又は小分包装する場合は、二次汚染を防ぐための措置を講ずること。

ケ　冷蔵保存を要する製品を出荷するときは、完全に冷却してから行うこと。

コ　洗瓶は、適正な方法で行い、常に検瓶すること。

(3) 処理業

ア　受乳検査を行い、規格外のものは使用しないこと。

イ　乳の処理及び保存は、法の基準に従い、適正に行うこと。

ウ　乳に直接接触する缶、ポンプ、タンク等の器具は、作業終了後直ちに分解し、損傷の有無を点検し、洗浄し、及び熱湯、蒸気、消毒剤等で殺菌すること。ただし、定置洗浄装置による部分はこの限りでない。

エ　鳥獣のと殺処理をする場合は、と体の洗浄及び冷却を十分に行うこと。

オ　食品の放射線照射業にあっては、１日１回以上化学線量計を用いて線量を確認し、その結果の記録を２年間保存すること。

カ　処理が自動的に行われる工程については､制御装置が正確に作動していることを常に確認すること。

キ　洗瓶は、適正な方法で行い、常に検瓶すること。

(4) 販売業

ア　空瓶、空箱等は、専用の場所に保管すること。

イ　食品の保存は、法の基準に従い、適正に行うこと。

ウ　製品の保管管理は、先入れ先出しに留意し、適正に行うこと。

エ　生食用魚介類を調理する場合は、専用のまな板、包丁等を使用すること。

オ　食肉用のまな板、包丁等は専用とし、加工食品の細断に使用しないこと。

カ　氷雪は、常に清潔なすのこ等の上で取り扱うこと。

附　則

この条例は、平成27年７月１日から施行する。ただし、第１条（新潟県食品衛生法施行条例別表第１の改正に限る。)の規定は、食品表示法（平成25年法律第70号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

新潟県条例第27号

新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第70号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第１項第２号イ、法第36条第３項第１号（法第37条第２項及び法第41条第４項において準用する場合を含む。）並びに法第43条第１項及び第２項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営並びに指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準）

第３条　法第36条第３項第１号（法第37条第２項及び法第41条第４項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準）

第４条　指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、次条から第９条までに定めるもののほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

（設備）

第５条　指定障害福祉サービスの事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービスの事業に限る。）を行う事業所に設けなければならない訓練・作業室の利用者１人当たりの床面積は、おおむね３平方メートル以上とする。

（健康管理）

第６条　指定障害福祉サービス事業者（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）、基準該当障害福祉サービス事業者（基準該当障害福祉サービスの事業を行う者をいう。以下同じ。）（就労継続支援Ｂ型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康診断を受けることの勧奨その他の健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第７条　指定障害福祉サービス事業者、基準該当障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は就労継続支援Ｂ型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1) 秘密保持等に関する事項

(2) 苦情解決に関する事項

（非常災害対策）

第８条　指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービスの事業のみを行う者を除く。）、基準該当障害福祉サービス事業者（就労継続支援Ｂ型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該指定障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

（暴力団等の排除）

第９条　指定障害福祉サービス事業者、基準該当障害福祉サービス事業者及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

（委任）

第10条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

２　新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（従業者の員数） **第54条**　（略） ２・３　（略） ４　指定医療型障害児入所施設が、療養介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第６項に規定する療養介護をいう。以下この項及び次条第５項において同じ。）に係る指定障害福祉サービス事業者（同法第29条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。次条第５項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。次条第５項において「指定障害福祉サービス等基準省令」という。）第50条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	（従業者の員数） **第54条**　（略） ２・３　（略） ４　指定医療型障害児入所施設が、療養介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第６項に規定する療養介護をいう。以下この項及び次条第５項において同じ。）に係る指定障害福祉サービス事業者（同法第29条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。次条第５項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第70号。次条第５項において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第52条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（設備） **第55条**　（略） ２～４　（略） ５　指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害福祉サービス等基準省令第52条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	（設備） **第55条**　（略） ２～４　（略） ５　指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害福祉サービス等基準条例第54条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

３　新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（サービス提供困難時の対応）	（サービス提供困難時の対応）

第15条　指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設、指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第78条第１項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同令第156条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同令第166条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（同令第175条第１項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援Ｂ型事業者（同令第201条第１項に規定する指定就労継続支援Ｂ型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	**第15条**　指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設、指定生活介護事業者（新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第70号）第81条第１項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同条例第144条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同条例第154条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（同条例第164条第１項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援Ｂ型事業者（同条例第190条第１項に規定する指定就労継続支援Ｂ型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。
２　（略）	２　（略）

新潟県条例第28号

新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第71号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の５の４第１項第２号、法第21条の５の15第２項第１号（法第21条の５の16第４項において準用する場合を含む。）並びに法第21条の５の18第１項及び第２項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営並びに指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準）

第３条　法第21条の５の15第２項第１号（法第21条の５の16第４項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、法第６条の２の２第３項に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

（指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準）

第４条　指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、次条から第７条までに定めるもののほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

（運営規程）

第５条　指定障害児通所支援事業者等及び基準該当通所支援事業者（基準該当通所支援の事業を行う者をいう。以下同じ。）は、指定通所支援又は基準該当通所支援の事業を行う事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1) 秘密保持等に関する事項

(2) 苦情解決に関する事項

（非常災害対策）

第６条　指定障害児通所支援事業者等（指定保育所等訪問支援事業者を除く。）及び基準該当通所支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、指定通所支援又は基準該当通所支援の事業を行う事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

（暴力団等の排除）

第７条　指定障害児通所支援事業者等及び基準該当通所支援事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

２　新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（規模に関する特例） **第89条**　多機能型による生活介護事業所（以下「多	（規模に関する特例） **第89条**　多機能型による生活介護事業所（以下「多

機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。)、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。)、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援Ａ型事業所（以下「多機能型就労継続支援Ａ型事業所」という。)及び就労継続支援Ｂ型事業所（以下「多機能型就労継続支援Ｂ型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準省令」という。)第４条に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準省令第55条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準省令第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が10人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

(1)～(3)　（略）

２～４　（略）

（職員の員数等の特例）

第90条　一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である場合の当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、指定通所支援基準省令の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準省令第５条第１項第２号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。)を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)に関する基準については、第40条第１項、第53条第１項、第60条第１項、第64条第１項及び第75条第１項(第88条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、規則で定める特例によることができる。

２・３　（略）

機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。)、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。)、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援Ａ型事業所（以下「多機能型就労継続支援Ａ型事業所」という。)及び就労継続支援Ｂ型事業所（以下「多機能型就労継続支援Ｂ型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第71号。以下「指定通所支援基準条例」という。)第５条に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準条例第63条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が10人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

(1)～(3)　（略）

２～４　（略）

（職員の員数等の特例）

第90条　一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である場合の当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準条例第６条第１項第２号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。)を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)に関する基準については、第40条第１項、第53条第１項、第60条第１項、第64条第１項及び第75条第１項(第88条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、規則で定める特例によることができる。

２・３　（略）

新潟県条例第29号

新潟県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

新潟県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年新潟県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
附　則 1　（略） 2　この条例は、平成28年12月31日限り、その効力を失う。 3　（略）	**附　則** 1　（略） 2　この条例は、平成27年12月31日限り、その効力を失う。 3　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第30号

新潟県安心こども基金条例の一部を改正する条例

新潟県安心こども基金条例（平成21年新潟県条例第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
附　則 1　（略） 2　この条例は、平成29年６月30日限り、その効力を失う。 3　（略）	**附　則** 1　（略） 2　この条例は、平成27年３月31日限り、その効力を失う。 3　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第31号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
別表（第２条関係）
(1)～(6)　（略）
(7) 農林水産部関係
<table>
<tr><th>事　務</th><th>市町村</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>４　食品表示法（平成25年法律第70号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（主たる事務所及び事業所が一の市町村の区域内のみにある食品関連事業者（法第２条第３項第１号に規定する食品関連事業者をいう。以下この項において同じ。）に係るものに限り、酒類並びにアレルゲン、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものに係るものを除く。）
(1) 法第６条第１項の規定による指示
(2) 法第６条第５項の規定による命令（前号に掲げる事務に係るものに限る。）
(3) 法第７条の規定による公表（前２号に掲げる事務に係るものに限る。）
(4) 法第８条第１項及び第２項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求、立入検査及び質問（食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に係るものを含む。）
(5) 法第12条第１項の規定による申出の受付
(6) 法第12条第３項の規定による調査</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
(8)・(9)　（略）
</td><td>
別表（第２条関係）
(1)～(6)　（略）
(7) 農林水産部関係
<table>
<tr><th>事　務</th><th>市町村</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>４　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の市町村の区域内のみにある製造業者等（法第14条第１項に規定する製造業者等をいう。）に係るものに限る。）
(1) 法第19条の14第１項の規定による指示
(2) 法第19条の14第４項の規定による命令（前号に掲げる事務に係るものに限る。）
(3) 法第19条の14の２の規定による公表（前２号に掲げる事務に係るものに限る。）
(4) 法第20条第３項の規定による報告の徴収及び立入検査
(5) 法第21条の２第１項の規定による申出の受付
(6) 法第21条の２第２項の規定による調査</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
(8)・(9)　（略）
</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、食品表示法（平成25年法律第70号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施

行する。

新潟県条例第32号

新潟県建築基準条例の一部を改正する条例

新潟県建築基準条例（昭和47年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項、号及び別表の項の表示に下線が引かれた項、号及び別表の項（以下「移動項等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中項、号及び別表の項の表示に下線が引かれた項、号及び別表の項（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項、号及び別表の項の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（耐火建築物等の敷地と道路との関係） **第11条**　法第27条の規定に適合する建築物としなければならない特殊建築物（同条第３項第２号に規定する建築物を除く。）の敷地は、道路に４メートル以上有効に接しなければならない。ただし、敷地の路地状部分だけで道路に接し、かつ、その長さが20メートルを超える場合においては、当該路地状部分の幅員は、６メートル以上でなければならない。	（耐火建築物等の敷地と道路との関係） **第11条**　法第27条の規定により耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない建築物（同条第２項第２号に規定する建築物を除く。）の敷地は、道路に４メートル以上有効に接しなければならない。ただし、敷地の路地状部分だけで道路に接し、かつ、その長さが20メートルを超える場合においては、当該路地状部分の幅員は、６メートル以上でなければならない。
（出入口前面の空地） **第20条**　（略） ２　法第27条の規定に適合する建築物及び法第86条の４第１項各号のいずれかに該当する建築物にあつては、前項の前面空地を歩廊とすることができる。	（出入口前面の空地） **第20条**　（略） ２　耐火建築物及び準耐火建築物並びに法第86条の４第１項各号のいずれかに該当する建築物にあつては、前項の前面空地を歩廊とすることができる。
（建築物に関する確認申請等手数料） **第23条**　（略） ２　（略） ３　法第６条の３第１項の規定による構造計算適合性判定の申請をしようとする者は、構造計算１件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1) 法第20条第１項第２号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定を必要とするものである場合　次の表に掲げる手数料 （略） (2) 法第20条第１項第２号イ又は第３号イの構造計算が同項第２号イに規定するプログラム又は同項第３号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定を必要と	（建築物に関する確認申請等手数料） **第23条**　（略） ２　（略） ３　法第６条第１項の規定による確認の申請をしようとする者は、申請に係る計画が法第６条第５項の知事の構造計算適合性判定を必要とするものである場合においては、第１項の手数料のほか、構造計算１件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1) 法第20条第２号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定を必要とするものである場合　次の表に掲げる手数料 （略） (2) 法第20条第２号イ又は第３号イの構造計算が同条第２号イに規定するプログラム又は同条第３号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定を必要とするも

するものである場合　次の表に掲げる手数料 （略）	のである場合　次の表に掲げる手数料 （略）
	４　法第４条第１項又は第２項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）は、法第６条第５項の規定により建築主事が同項の知事の構造計算適合性判定を求める場合においては、構造計算１件につき、前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。
	５　法第６条の２第１項の規定による指定を受けた者は、同条第３項の規定により同項の知事の構造計算適合性判定を求める場合においては、構造計算１件につき、第３項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。
４　法第18条第４項の規定により構造計算適合性判定を求めようとする国の機関の長等は、構造計算１件につき、前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。	６　法第18条第２項の規定による通知をしようとする国の機関の長等は、通知に係る計画が同条第４項の知事の構造計算適合性判定を必要とするものである場合においては、構造計算１件につき、第３項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。
	７　特定市町村は、法第18条第４項の規定により建築主事が同項の知事の構造計算適合性判定を求める場合においては、構造計算１件につき、第３項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。
第30条　地方自治法第252条の17の２第１項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第４条第１項又は第２項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。	**第30条**　地方自治法第252条の17の２第１項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（特定市町村を除く。）が処理することとする。
(1)～(5)　（略）	(1)～(5)　（略）
(6)　法第７条の６第１項第１号又は第２号（法第87条の２（法第88条第２項において準用する場合を含む。）並びに第88条第１項及び第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付	(6)　法第７条の６第１項第１号（法第87条の２（法第88条第２項において準用する場合を含む。）並びに第88条第１項及び第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の承認の申請に係る書類の受理及び県への送付
(7)・(8)　（略）	(7)・(8)　（略）
(9)　法第18条第16項（法第87条第１項、第87条の２（法第88条第２項において準用する場合を含む。）並びに第88条第１項及び第２項において準用する場合を含む。）の規定による工事完了の通知に係る書類の受理及び県への送付	(9)　法第18条第14項（法第87条第１項、第87条の２（法第88条第２項において準用する場合を含む。）並びに第88条第１項及び第２項において準用する場合を含む。）の規定による工事完了の通知に係る書類の受理及び県への送付
(10)　（略）	(10)　（略）
(11)　法第18条第24項第１号又は第２号（法第87条の２（法第88条第２項において準用する場合を含む。）及び第88条第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付	(11)　法第18条第22項第１号（法第87条の２（法第88条第２項において準用する場合を含む。）及び第88条第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の承認の申請に係る書類の受理及び県への送付

(12)～(34)の２　(略)
(35)　法第67条の３第３項第２号、第５項第２号又は第９項第２号の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付
(35)の２～(55)　(略)
(55)の２　政令第137条の16第２号の規定による認定の申請に係る書類の受理及び県への送付
(56)・(57)　(略)
２　(略)

別表（第28条関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
１　法第７条の６第１項第１号又は第２号（法第87条の２並びに第88条第１項及び第２項において準用する場合を含む。）の規定により仮使用の認定の申請をしようとする者	(略)
２～20の２　(略)	(略)
21　法第67条の３第３項第２号の規定により建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請をしようとする者、同条第５項第２号の規定により建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請をしようとする者又は同条第９項第２号の規定により建築物の防災都市計画施設に係る間口率若しくは高さに関する特例の許可の申請をしようとする者	(略)
21の２～39　(略)	(略)
39の２　政令第137条の16第２号の規定により移転の認定の申請をしようとする者	１件につき　27,000円
40　(略)	(略)

(12)～(34)の２　(略)
(35)　法第67条の２第３項第２号、第５項第２号又は第９項第２号の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付
(35)の２～(55)　(略)
(56)・(57)　(略)
２　(略)

別表（第28条関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
１　法第７条の６第１項第１号（法第87条の２並びに第88条第１項及び第２項において準用する場合を含む。）の規定により仮使用の承認の申請をしようとする者	(略)
２～20の２　(略)	(略)
21　法第67条の２第３項第２号の規定により建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請をしようとする者、同条第５項第２号の規定により建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請をしようとする者又は同条第９項第２号の規定により建築物の防災都市計画施設に係る間口率若しくは高さに関する特例の許可の申請をしようとする者	(略)
21の２～39　(略)	(略)
40　(略)	(略)

附　則

この条例は、平成27年６月１日から施行する。

新潟県条例33号

新潟県病院事業の設置等に関する条例及び新潟県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例

（新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第１条　新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>別表第１（第２条関係）
<table>
<tr><th>名　称</th><th>位　置</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>新潟県立十日町病院</td><td>十日町市</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>別表第１（第２条関係）
<table>
<tr><th>名　称</th><th>位　置</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>新潟県立十日町病院</td><td>十日町市</td></tr>
<tr><td>新潟県立六日町病院</td><td>南魚沼市</td></tr>
<tr><td>新潟県立小出病院</td><td>魚沼市</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

（新潟県病院事業職員定数条例の一部改正）

第２条　新潟県病院事業職員定数条例（昭和30年新潟県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（派遣職員の定数）
第４条　第２条に定める定数のほか、次に掲げる職員の定数は、任命権者が予算の範囲内において定めることができる。
(1) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年新潟県条例第83号）第２条第１項の規定により、公益的法人等の業務に専ら従事させるため派遣する職員
(2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年新潟県条例第２号）第２条の規定により、外国の地方公共団体の機関等に派遣する職員</td><td>（派遣職員の定数）
第４条　第２条に定める定数のほか、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年新潟県条例第２号）第２条の規定により、外国の地方公共団体の機関等に派遣する職員の定数は、任命権者が予算の範囲内において定めることができる。</td></tr>
</table>

附　則

この条例中第１条の規定は規則で定める日から、第２条の規定は平成27年４月１日から施行する。

新潟県条例第34号

新潟県議会委員会条例の一部を改正する条例

新潟県議会委員会条例（昭和31年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
第１条　県議会に常任委員会を置き、その名称、委員の定数及びその所管は次のとおりとする。 (1) 総務文教委員会　13人 (2)～(4)　（略） ２　（略） **第４条**　（略） ２　議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。ただし、議長は、常任委員とならないものとする。 ３　（略）	**第１条**　県議会に常任委員会を置き、その名称、委員の定数及びその所管は次のとおりとする。 (1) 総務文教委員会　14人 (2)～(4)　（略） ２　（略） **第４条**　（略） ２　議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。 ３　（略）

附　則

この条例は、平成27年４月30日から施行する。

新潟県条例第35号

教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、教育長の勤務時間等及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第５項の規定に基づく教育長の職務に専念する義務の特例に関し、規定することを目的とする。

（勤務時間等）

第２条　教育長の勤務時間、休日、休暇及び休業については、一般職の職員の例による。

（職務に専念する義務の免除）

第３条　教育長の職務に専念する義務の免除については、一般職の職員の例による。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の規定は、この条例の施行の日以後に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「新法」という。）第４条第１項の規定により任命された新法第13条第１項の教育長について適用する。

新潟県条例第36号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（新潟県教育委員会の組織に関する条例の一部改正）

第１条　新潟県教育委員会の組織に関する条例（平成11年新潟県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
新潟県教育委員会は、教育長及び５人の委員をもって組織する。	新潟県教育委員会は、６人の委員をもって組織する。

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第２条　特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（目的及び適用範囲） **第１条**　この条例は、次に掲げる職員（以下「特別職の職員」という。）の給与について、別に条例で定めるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。 (1)・(2)　（略） (3) 教育長 (4)～(19)　（略） ２　（略）	（目的及び適用範囲） **第１条**　この条例は、次に掲げる職員（以下「特別職の職員」という。）の給与について、別に条例で定めるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。 (1)・(2)　（略） (3) 削除 (4)～(19)　（略） ２　（略）
（給料又は報酬の支給日等） **第３条**　特別職の職員の給料又は報酬の支給日は、次の各号の定めるところによる。 (1) 知事、副知事、教育長、地方公営企業管理者、知事の秘書及び常勤の県監査委員　一般職の職員の例 (2)・(3)　（略） ２～６　（略）	（給料又は報酬の支給日等） **第３条**　特別職の職員の給料又は報酬の支給日は、次の各号の定めるところによる。 (1) 知事、副知事、地方公営企業管理者、知事の秘書及び常勤の県監査委員　一般職の職員の例 (2)・(3)　（略） ２～６　（略）
（旅費及び費用弁償） **第５条**　特別職の職員が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額（非常勤の顧問、参与及び県専門委員並びに附属機関の構成員にあつては、当該各号に定める額のうち、知事が定める額）の旅費又は費用弁償を支給する。 (1)～(3)　（略） (4) 県教育委員会の教育長及び委員、県選挙管理委員会の委員、県選挙管理委員会の管理する選挙における選挙長、県人事委員会の委員、県労働委員会の委員、あつせん員及び特別調整委員、収用委員会の委員（予備委員を含む。）、識見を有する者のうちから選任された県監査委員並びに県公安委員会の委員　次の表の左欄に掲げる	（旅費及び費用弁償） **第５条**　特別職の職員が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額（非常勤の顧問、参与及び県専門委員並びに附属機関の構成員にあつては、当該各号に定める額のうち、知事が定める額）の旅費又は費用弁償を支給する。 (1)～(3)　（略） (4) 県教育委員会の委員、県選挙管理委員会の委員、県選挙管理委員会の管理する選挙における選挙長、県人事委員会の委員、県労働委員会の委員、あつせん員及び特別調整委員、収用委員会の委員（予備委員を含む。）、識見を有する者のうちから選任された県監査委員並びに県公安委員会の委員　次の表の左欄に掲げる旅費条例

旅費条例の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例（附則第５項及び第６項の規定を除く。）を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額。ただし、常時勤務する在勤庁のない者の旅行雑費を計算する場合における旅費条例第19条第１項の規定の適用については、旅行の出発地を在勤庁及び在勤地とみなす。 （略） (5)・(6)　（略） ２・３　（略） **別表**（第２条関係） （略） 副知事　〃　971,000円 教育長　〃　818,000円 （略） 県教育委員会 委員　〃　202,000円 （略）	の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例（附則第５項及び第６項の規定を除く。）を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額。ただし、常時勤務する在勤庁のない者の旅行雑費を計算する場合における旅費条例第19条第１項の規定の適用については、旅行の出発地を在勤庁及び在勤地とみなす。 （略） (5)・(6)　（略） ２・３　（略） **別表**（第２条関係） （略） 副知事　〃　971,000円 （略） 県教育委員会 委員長　〃　221,000円 委員（教育長に任命された委員を除く。） 〃　202,000円 （略）

（知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正）

第３条　知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（期末手当の支給） **第１条**　知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者、知事の秘書及び常勤の県監査委員（以下「特別の職員」という。）であつて、６月１日及び12月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対しては、期末手当を支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員で知事の定めるものについても、同様とする。 （期末手当の額） **第２条**　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別の職員が受けるべき給与月額（知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額）に、６月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号	（期末手当の支給） **第１条**　知事、副知事、県議会議員、地方公営企業管理者、知事の秘書及び常勤の県監査委員（以下「特別の職員」という。）であつて、６月１日及び12月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対しては、期末手当を支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員で知事の定めるものについても、同様とする。 （期末手当の額） **第２条**　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別の職員が受けるべき給与月額（知事、副知事、県議会議員、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額）に、６月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げ

に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　(略) ２　(略)	る区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　(略) ２　(略)

(新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正)

第４条　新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和32年新潟県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下この条において「移動後号等」という。）に対応する同表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下この条において「移動号等」という。）が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には当該移動後号等（以下この条において「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。）に改める。

改　正　後	改　正　前
(用語の意義) **第65条**　(略) ２　この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第１条及び第２条に規定する者を含む。）のうち次に掲げる者をいう。 (1)～(4)　(略) (5)　地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第９条の２第１項</u>に規定する人事委員会の委員で常勤のもの及び同法第12条第１項に規定する事務職員で旧地方自治法第172条第１項に規定する吏員（以下この条において「吏員」という。）に相当するもの (6)　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第18条第１項</u>に規定する職員で吏員に相当するもの (7)～(9)　(略) (10)　漁業法（昭和24年法律第267号）第85条第６項に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法<u>第109条</u>において準用する同法第85条第６項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法第132条において準用する同法第85条第６項の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記 (10)の２～(12)　(略) <u>(12)の２　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「旧地方教育行政の組織及び運営に関する法律」という。）第16条第１項</u>	(用語の意義) **第65条**　(略) ２　この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第１条及び第２条に規定する者を含む。）のうち次に掲げる者をいう。 (1)～(4)　(略) (5)　地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第９条第１項</u>に規定する人事委員会の委員で常勤のもの及び同法第12条第１項に規定する事務職員で旧地方自治法第172条第１項に規定する吏員（以下この条において「吏員」という。）に相当するもの (6)　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第16条第１項に規定する教育長及び同法第19条第１項</u>に規定する職員で吏員に相当するもの (7)～(9)　(略) (10)　漁業法（昭和24年法律第267号）第85条第６項に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法<u>第111条</u>において準用する同法第85条第６項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法第132条において準用する同法第85条第６項の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記 (10)の２～(12)　(略)

に規定する教育長 (13)～(20)　(略)	(13)～(20)　(略)
３　この条例において「市町村の教育職員」とは、市町村の退職年金条例（町村職員恩給組合の退職年金及び退職一時金に関する条例を含むものとし、以下「市町村退職年金条例」という。）の適用を受ける学校教育法第１条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員のうち、次に掲げる者をいう。	３　この条例において「市町村の教育職員」とは、市町村の退職年金条例（町村職員恩給組合の退職年金及び退職一時金に関する条例を含むものとし、以下「市町村退職年金条例」という。）の適用を受ける学校教育法第１条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員のうち、次に掲げる者をいう。
(1)　(略)	(1)　(略)
(2)　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第４条第２項に規定する普通免許状（教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）第１条第１項の表の第１号及び第６号から第９号までの上欄に掲げる教員の免許状を含む。）を有する職員で次に掲げるもの	(2)　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第４条第２項に規定する普通免許状（教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）第１条第１項の表の第１号及び第６号から第９号までの上欄に掲げる教員の免許状を含む。）を有する職員で次に掲げるもの
ア　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第２項に規定する職員で吏員に相当するもの	ア　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第１項に規定する教育長及び同法第19条第２項に規定する職員で吏員に相当するもの
イ～エ　(略)	イ～エ　(略)
オ　旧地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第１項に規定する教育長	
カ　(略)	オ　(略)
キ　(略)	カ　(略)
ク　(略)	キ　(略)
ケ　(略)	ク　(略)
コ　(略)	ケ　(略)

（新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正）

第５条　新潟県特別職の職員の退職手当支給条例（昭和35年新潟県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（意義） **第２条**　この条例において「特別職の職員」とは、知事、副知事、教育長、地方公営企業管理者、知事の秘書及び常勤の監査委員をいう。	（意義） **第２条**　この条例において「特別職の職員」とは、知事、副知事、地方公営企業管理者、知事の秘書及び常勤の監査委員をいう。
（退職手当の額） **第４条**　第３条の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に特別職の職員としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。	（退職手当の額） **第４条**　第３条の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に特別職の職員としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
(1)・(2)　(略)	(1)・(2)　(略)
(2)の２　教育長　100分の30	
(3)～(5)　(略)	(3)～(5)　(略)

附　則 １～３　（略） ４　当分の間、一般職員（第６条第１項第２号に掲げる者を除く。）又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第１項に規定する企業職員（以下「一般職員等」という。）が引き続いて地方公営企業管理者又は知事の秘書となつた場合には、その者の一般職の条例に規定する一般職員としての勤続期間及び一般職員を除く一般職員等の退職手当に関する規程に規定する一般職員を除く一般職員等としての勤続期間はその者の特別職の職員としての在職期間に通算するものとし、その者の退職手当の額は、第４条及び第６条第２項の規定にかかわらず、退職の日においてその者が一般職員として在職していたとした場合に得られる給料月額をその者の給料月額として、一般職員の例により算定した額とする。 ５・６　（略）	附　則 １～３　（略） ４　当分の間、一般職員（第６条第１項第２号に掲げる者を除く。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第１項に規定する企業職員又は新潟県教育委員会の教育長（以下「一般職員等」という。）が引き続いて地方公営企業管理者又は知事の秘書となつた場合には、その者の一般職の条例に規定する一般職員としての勤続期間及び一般職員を除く一般職員等の退職手当に関する規程に規定する一般職員を除く一般職員等としての勤続期間はその者の特別職の職員としての在職期間に通算するものとし、その者の退職手当の額は、第４条及び第６条第２項の規定にかかわらず、退職の日においてその者が一般職員として在職していたとした場合に得られる給料月額をその者の給料月額として、一般職員の例により算定した額とする。 ５・６　（略）

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第６条　職員の退職手当に関する条例（昭和37年新潟県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（適用範囲） **第２条**　この条例の規定による退職手当は、新潟県の歳出予算によつて給料が支給される者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第３条第３項に掲げる特別職の職にある者、同法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された者及び同法第57条に規定する単純な労務に雇用される者、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第１項に規定する企業職員、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第３条に規定する教育長並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により採用された者を除く。）で常時勤務に服することを要するもの（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。 ２　（略）	（適用範囲） **第２条**　この条例の規定による退職手当は、新潟県の歳出予算によつて給料が支給される者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第３条第３項に掲げる特別職の職にある者、同法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された者及び同法第57条に規定する単純な労務に雇用される者、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第１項に規定する企業職員、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第１項に規定する教育長並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により採用された者を除く。）で常時勤務に服することを要するもの（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。 ２　（略）

（新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例の廃止）

第７条　新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和39年新潟県条例第81号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第２条第１項の規定により改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第１項の教育委員会の教育長が在職する場合においては、第１条の規定による改正前

の新潟県教育委員会の組織に関する条例、第２条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例第１条第１項第３号、第３条第１項第１号、第５条第１項第４号及び別表、第３条の規定による改正前の知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例第１条及び第２条第１項、第５条の規定による改正前の新潟県特別職の職員の退職手当支給条例第２条、第４条及び附則第４項、第６条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例第２条第１項並びに第７条の規定による廃止前の新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

（調整規定）

３　第７条の規定による廃止前の新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例は、特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年新潟県条例第83号）によってまず改正され、次いでこの条例によって廃止されるものとする。

新潟県条例第37号

新潟県授業料減免等臨時特例基金条例を廃止する条例

新潟県授業料減免等臨時特例基金条例（平成21年新潟県条例第44号）は、廃止する。

附　則

この条例は、平成27年７月１日から施行する。

新潟県条例第38号

新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年新潟県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
別表（第２条関係）	**別表**（第２条関係）

改正後

名称	位置	管轄区域
（略）		
新潟県江南警察署	新潟市江南区	新潟市江南区、東区（粟山、粟山１丁目から４丁目まで、石山、石山１丁目から６丁目まで、石山団地、江口、逢谷内の一部（大石排水路の南側の区域）、岡山の一部（市道太平岡山線３号及び岡山江口線の西側の区域）、亀田中島４丁目、北山、下場、下場新町、下場本町、猿ヶ馬場、猿ヶ馬場１丁目及び２丁目、新石山１丁目から５丁目まで、新岡山２丁目、児池、寺山の一部（大石排水路の南側の区域）、東明１丁目から８丁目まで、中島、中島１丁目及び２丁目、中野山、中野山１丁目から８丁目まで、西野、東中島１丁目から４丁目まで、東中野山１丁目から７丁目まで、南紫竹２丁目、もえぎ野１丁目から３丁目まで並びに若葉町１丁目及び２丁目に限る。）及び中央区（鵜ノ子、姥ヶ山、姥ヶ山１丁目から６丁目まで、上沼（393番３、393番７、393番８、394番１、394番２、394番４から394番６まで及び395番１を除く。）、親松（1201番１、1201番４から1201番17まで、1201番21から1201番36まで、1204番１、1204番４から1204番28まで、1205番１から1205番16まで、1206番１から1206番６まで及び1207番５に限る。）、亀田早通、久蔵興野、京王１丁目から３丁目まで、高志１丁目及び２丁目、

改正前

名称	位置	管轄区域
（略）		
新潟県江南警察署	新潟市江南区	新潟市江南区、東区（粟山、粟山１丁目から４丁目まで、石山、石山１丁目から６丁目まで、石山団地、江口、逢谷内の一部（大石排水路の南側の区域）、岡山の一部（市道太平岡山線３号及び岡山江口線の西側の区域）、亀田中島４丁目、北山、下場、下場新町、下場本町、猿ヶ馬場、猿ヶ馬場１丁目及び２丁目、新石山１丁目から５丁目まで、新岡山２丁目、児池、寺山の一部（大石排水路の南側の区域）、東明１丁目から８丁目まで、中島、中島１丁目及び２丁目、中野山、中野山１丁目から８丁目まで、西野、東中島１丁目から４丁目まで、東中野山１丁目から７丁目まで、南紫竹２丁目並びにもえぎ野１丁目から３丁目までに限る。）及び中央区（鵜ノ子、姥ヶ山、姥ヶ山１丁目から６丁目まで、上沼（393番３、393番７、393番８、394番１、394番２、394番４から394番６まで及び395番１を除く。）、親松（1201番１、1201番４から1201番17まで、1201番21から1201番36まで、1204番１、1204番４から1204番28まで、1205番１から1205番16まで、1206番１から1206番６まで及び1207番５に限る。）、亀田早通、久蔵興野、京王１丁目から３丁目まで、高志１丁目及び２丁目、湖南、鐘木、清五郎、曽川、

改正後	改正前
湖南、鐘木、清五郎、曽川、太右エ門新田、高美町、俵柳、長潟、長潟１丁目から３丁目まで、鍋潟新田、弁天橋通１丁目から３丁目まで、南長潟、美の里、山二ツ並びに山二ツ１丁目から５丁目までに限る。）	太右エ門新田、高美町、俵柳、長潟、長潟１丁目から３丁目まで、鍋潟新田、弁天橋通１丁目から３丁目まで、南長潟、美の里、山二ツ並びに山二ツ１丁目から５丁目までに限る。）
（略）	（略）
備考　（略）	備考　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第39号

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（道路交通法関係手数料） **第８条**　（略） ２～５　（略） ６　法第108条の２第２項の規定による講習を受けようとする者は、次の各号に掲げる講習の区分に応じて、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1) 令第37条の６第２号に規定する講習　１件につき<u>1,350円</u> (2) （略） (3) 令第37条の６の２第１号に規定する講習（更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者に対するものに限る。）　１件につき<u>5,600円</u>（加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車及び原動機付自転車の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対する講習(次号において「簡易講習」という。)にあっては、1,500円） (4) 令第37条の６の２第１号に規定する講習（更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者に対するものに限る。）　１件につき<u>5,200円</u>（簡易講習にあっては、1,500円） ７～10　（略）	（道路交通法関係手数料） **第８条**　（略） ２～５　（略） ６　法第108条の２第２項の規定による講習を受けようとする者は、次の各号に掲げる講習の区分に応じて、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1) 令第37条の６第２号に規定する講習　１件につき<u>1,500円</u> (2) （略） (3) 令第37条の６の２第１号に規定する講習（更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者に対するものに限る。）　１件につき<u>5,800円</u>（加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車及び原動機付自転車の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対する講習(次号において「簡易講習」という。)にあっては、1,500円） (4) 令第37条の６の２第１号に規定する講習（更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者に対するものに限る。）　１件につき<u>5,350円</u>（簡易講習にあっては、1,500円） ７～10　（略）

附　則

この条例は、平成27年４月１日から施行する。

新潟県条例第40号

新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年新潟県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（風俗営業の制限地域） **第３条**　法第４条第２項第２号に規定する風俗営業（法第２条第１項に規定する風俗営業をいう。以下同じ。）に係る営業所の設置を制限する地域は、次のとおりとする。ただし、周辺の環境を勘案して新潟県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定める地域は、この限りでない。 (1)　（略） (2)　都市計画法第８条第１項第１号に規定する第１種住居地域、第２種住居地域及び準住居地域（以下「住居地域」という。）で、次に掲げる地域 ア　（略） イ　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（以下「学校」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第１項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）、新潟県旅館業法施行条例（昭和45年新潟県条例第51号）第２条第１項第９号の規定に基づき、児童福祉施設に類する施設として知事が指定した施設（以下「指定保育所」という。）又は医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院（以下「病院」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）から100メートル以内の地域 (3)　都市計画法第８条第１項第１号に規定する商業地域（次号において「商業地域」という。）で、学校、保育所、幼保連携型認定こども園及び指定保育所の敷地から30メートル以内の地域 (4)　住居専用地域、住居地域及び商業地域を除き、次の表の左欄に掲げる地域について、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、指定保育所及び病院の敷地からそれぞれ同表の右欄に掲げる距離以内の地域 （略） ２　（略） （騒音及び振動の数値） **第５条**　法第15条（法第32条第２項において準用す	（風俗営業の制限地域） **第３条**　法第４条第２項第２号に規定する風俗営業（法第２条第１項に規定する風俗営業をいう。以下同じ。）に係る営業所の設置を制限する地域は、次のとおりとする。ただし、周辺の環境を勘案して新潟県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定める地域は、この限りでない。 (1)　（略） (2)　都市計画法第８条第１項第１号に規定する第１種住居地域、第２種住居地域及び準住居地域（以下「住居地域」という。）で、次に掲げる地域 ア　（略） イ　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（以下「学校」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第１項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、新潟県旅館業法施行条例（昭和45年新潟県条例第51号）第２条第１項第９号の規定に基づき、児童福祉施設に類する施設として知事が指定した施設（以下「指定保育所」という。）又は医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院（以下「病院」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）から100メートル以内の地域 (3)　都市計画法第８条第１項第１号に規定する商業地域（次号において「商業地域」という。）で、学校、保育所及び指定保育所の敷地から30メートル以内の地域 (4)　住居専用地域、住居地域及び商業地域を除き、次の表の左欄に掲げる地域について、学校、保育所、指定保育所及び病院の敷地からそれぞれ同表の右欄に掲げる距離以内の地域 （略） ２　（略） （騒音及び振動の数値） **第５条**　法第15条（法第32条第２項において準用す

る場合を含む。次項において同じ。)に規定する騒音の数値は、次の表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。 （略） 備考　左欄の(2)及び(3)に掲げる地域のうち次に掲げる施設の敷地から50メートル以内の地域にあつては、当該右欄に掲げる数値からそれぞれ５デシベルを減じた値とする。 (1)　（略） (2)　保育所、幼保連携型認定こども園及び指定保育所 (3)～(5)　（略） ２　（略）	る場合を含む。次項において同じ。)に規定する騒音の数値は、次の表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。 （略） 備考　左欄の(2)及び(3)に掲げる地域のうち次に掲げる施設の敷地から50メートル以内の地域にあつては、当該右欄に掲げる数値からそれぞれ５デシベルを減じた値とする。 (1)　（略） (2)　保育所及び指定保育所 (3)～(5)　（略） ２　（略）

附　則

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。

新潟県条例第41号

新潟県暴力団排除条例の一部を改正する条例

新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。)に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改　正　後	改　正　前
（暴力団事務所の開設及び運営の禁止） **第16条**　暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。 (1)～(6)　（略） (7)　少年院法（平成26年法律第58号）第３条に規定する少年院 (8)　少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第３条に規定する少年鑑別所 (9)　（略） (10)　（略） ２　（略）	（暴力団事務所の開設及び運営の禁止） **第16条**　暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。 (1)～(6)　（略） (7)　少年院法（昭和23年法律第169号）第１条に規定する少年院又は同法第16条に規定する少年鑑別所 (8)　（略） (9)　（略） ２　（略）

附　則

この条例は、少年院法（平成26年法律第58号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。